

(仮称) 大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業
要求水準書 (案)

平成 27 年 5 月

大磯町

目 次

用語の定義

1 一般事項.....	1
1-1 計画概要.....	1
1-2 事業期間とスケジュール.....	1
1-3 事業予定地の概要.....	2
1-4 事業の基本条件.....	4
1-5 業務範囲.....	21
1-6 関係法令等.....	28
2 設計・施工業務に関する要件.....	29
2-1 設計・施工業務に関する基本的事項.....	29
2-2 実施設計.....	30
2-3 施工.....	32
2-4 施工管理.....	34
2-5 工事検査.....	38
3 土木建築工事に関する要件.....	40
3-1 基本事項.....	40
3-2 土木工事.....	42
3-3 建築工事.....	43
3-4 建築設備工事.....	48
3-5 その他工事.....	49
4 本施設の性能要件.....	50
4-1 各設備共通の事項.....	50
4-2 計量機能に関する性能要件.....	51
4-3 リサイクル施設に関する性能要件.....	52
4-4 可燃ごみ中継施設に関する性能要件.....	75
4-5 選別保管施設に関する性能要件.....	95
4-6 情報発信機能.....	97
5 施設の引渡しに関する要件.....	98
5-1 試運転.....	98
5-2 性能試験項目.....	99
5-3 予備性能試験.....	100
5-4 引渡性能試験.....	100
5-5 性能試験等に係る費用.....	101
5-6 引渡し.....	101
5-7 性能保証.....	101
5-8 瑕疵担保.....	102
6 運營業務に関する要件.....	104

6-1 基本的な要件.....	104
6-2 搬出入管理業務に係る要件.....	106
6-3 受付・ごみ処理手数料徴収代行業務に係る要件.....	106
6-4 運転管理業務に係る要件.....	107
6-5 維持管理業務に係る要件.....	110
6-6 エネルギーの有効利用業務に係る要件.....	111
6-7 圧縮梱包品及び資源物等の外部資源化に係る要件.....	111
6-8 その他運営に係る要件.....	112
6-9 事業期間終了時の対応.....	114

添付資料 1：事業予定地

添付資料 2：地質調査予定地

添付資料 3：事業予定地周辺ユーティリティ

添付資料 4：本施設に適用する主な条例及び基準等

添付資料 5：基本設計・実施設計図書一覧

添付資料 6：完成図書一覧

用語の定義

本要求水準書(案)で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備するリサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設をいう。
- (3) 「DBO方式」とは、公共が資金調達を負担し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- (4) 「本町」とは、大磯町をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (6) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (7) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (8) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。なお、構成企業とは、応募者のうち本町と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。また、協力会社とは、応募者のうち特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (9) 「地元企業」とは、本町管内に本店又は本社所在地を有する企業をいう。
- (10) 「地元雇用」とは、本町管内在住者の雇用をいう。
- (11) 「圧縮梱包品」とは、容器包装プラスチックおよびペットボトルから異物を除去し、圧縮梱包処理した成型品をいう。
- (12) 「資源物等」とは、選別保管施設において選別保管された品目をいう。

- (13) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (14) 「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (15) 「実施設計図書」とは、提案図書に基づいた図面、計算書、要領書等をいう。
- (16) 「施設整備費」とは、本町が工事請負事業者に対して支払う本施設の設計・施工業務の対価のことをいう。
- (17) 「運営委託費」とは、本町が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の対価のことをいう。
- (18) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）をいう。
- (19) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）をいう。
- (20) 「交付金」とは、環境省 循環型社会形成推進交付金をいう。
- (21) 「年度」とは、4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終了する一年をいう。

1 一般事項

本町は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、安全で安定的かつ効率的なごみの適正処理及び再資源化を実現するため、本事業を PFI 法に定められる手続に準じて、DBO 方式で実施する。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備及び業務等については、要求水準書等に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任において完備及び遂行すること。

1-1 計画概要

本事業は、DBO 方式により実施する。

本事業の設計・施工業務は、工事請負事業者が行うこと。

本事業の運營業務は、運營業者が行うこと。

1-2 事業期間とスケジュール

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである。

なお、本施設の整備に当たっては、隣接する大磯町し尿処理施設の運営に支障をきたすことがないようにすること。

1-2-1 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 50 年 3 月末までとする。

1-2-2 スケジュール（予定）

(1) 特定事業契約の締結	平成 28 年 2 月
(2) 本施設の竣工・引渡し	平成 30 年 3 月
(3) 本施設の供用開始	平成 30 年 4 月
(4) 本事業の終了	平成 50 年 3 月

1-3 事業予定地の概要

1-3-1 事業予定地

事業予定地 : 神奈川県中郡大磯町虫窪 53

事業予定地とは、添付資料1「事業予定地」に示す赤線で囲まれた範囲をいい、約 0.4ha である。

1-3-2 立地条件

(1) 地理条件

事業予定地は、JR 東海道本線「二宮駅」から北東へ約 2.5km 付近の丘陵地に位置し、標高は 40～50m 程度で、丘陵地に形成された小規模な谷部とその周囲の丘陵地を切り盛りして造成されている。

(2) 地質の状況

本町では昭和 62 年、平成 26 年に事業予定地において、4ヶ所のボーリング調査を実施している。調査結果については、添付資料2「地質調査結果」を参照のこと。

(3) 考慮すべき既存施設

隣接する大磯町し尿処理施設は、本施設の工事期間中も稼動するため、搬出入車両の動線確保についてはし尿処理施設の運営に支障をきたすことがないよう留意すること。

1-3-3 都市計画等に関する事項

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 用途地域 | : 市街化調整区域 |
| (2) 防火地域及び準防火地域 | : 指定なし |
| (3) 高度地区 | : 指定なし |
| (4) 建ぺい率 | : 50%以内 |
| (5) 容積率 | : 100%以内 |

1-3-4 ユーティリティ条件

事業実施に必要なユーティリティについては、本町が指定した条件に基づいて工事請負事業者が整備・確保すること。本施設の設計・施工期間及び運営期間を通じ、ユーティリティの整備・確保に係る費用、維持管理に係る費用、使用料金等の費用は、本町職員や見学者等が使用するものを含め民間事業者が負担すること。事業予定地周辺のユーティリティについては添付資料3「事業予定地周辺ユーティリティ」を参照すること。

なお、ユーティリティに関する申請等は民間事業者が行い、負担金等申請に伴う費用は民間事業者が全て負担すること。

(1) 電気

既存の構内第 1 柱から引き込むこと。

(2) 上水道

事業予定地内の配水管の引込管から引き込むこと。

(3) 生活排水

合併処理浄化槽で処理後、河川放流

(4) プラント排水

プラント排水は、排水処理設備等で処理した後、河川放流

(5) 雨水

可能な範囲で再利用するものとし、再利用分以外の雨水については地下浸透を図るとともに、余剰分は排水路へ放流すること。

1-4 事業の基本条件

1-4-1 整備対象施設と処理対象物の量及び性状

(1) 整備対象施設

本事業で整備する施設を表 1-1 に示す。

表 1-1 本事業で整備する施設

施設	内容
リサイクル施設	大磯町、二宮町から排出される容器包装プラスチック、ペットボトルを圧縮梱包処理する施設。
可燃ごみ中継施設	大磯町から排出される可燃ごみ（家庭系、事業系）及びリサイクル施設及び選別保管施設の可燃残渣、その他可燃ごみなどを平塚市環境事業センターへ運搬するための中継施設。
選別保管施設	大磯町から排出される廃棄物を、リサイクル施設や可燃ごみ中継施設をはじめ、平塚市リサイクルプラザ、平塚市粗大ごみ破碎処理施設、（仮称）二宮町剪定枝資源化施設、資源化事業者や民間処理業者へ搬出するために選別・保管する施設。 【処理対象物】 <ul style="list-style-type: none">・容器包装プラスチック・ペットボトル・可燃ごみ・古紙・古布・剪定枝・ビン・廃食用油・空き缶類・不燃ごみ・金属類・粗大ごみ・有害ごみ・その他

(2) 処理対象物

本施設の処理対象物を表 1-2 に示す。

表 1-2 (1) 処理対象物

施設	処理対象物		
	大区分	小区分	搬入区分
リサイクル施設	・容器包装プラスチック		大磯町委託収集分
			二宮町委託収集、臨時分
			選別保管施設分
	・ペットボトル		大磯町委託収集分
			二宮町委託収集、臨時分
			選別保管施設分
可燃ごみ中継施設	・可燃ごみ	可燃ごみ	委託収集分
		海岸ごみ	許可業者搬入分
		可燃残渣	契約業者搬入分
			リサイクル施設・選別保管施設分
選別保管施設	・容器包装プラスチック		直接持込分
	・ペットボトル		直接持込分
	・可燃ごみ		直接持込分
			公共分
	・古紙・古布	新聞	直接持込分
		雑誌・チラシ等	直接持込分
			公共分
		ダンボール	直接持込分
			公共分
		牛乳パック	直接持込分
		古布	直接持込分
	・剪定枝		直接持込分
			公共分
	・ビン	割れたビン	直接持込分
		成型ビン	直接持込分
		生きビン	委託収集分
直接持込分			
・廃食用油		委託収集分	
・空き缶類	飲料缶	直接持込分	
	スプレー缶	直接持込分	

表 1-2 (2) 処理対象物

施設	処理対象物		
	大区分	小区分	搬入区分
選別保管施設	・不燃ごみ	不燃ごみ	委託収集分
			直接持込分
		小型家電	委託収集分
		蛍光管（直管）	委託収集分
			直接持込分
		蛍光管 （サークル管）	委託収集分
			直接持込分
		蛍光管（その他）	委託収集分
			直接持込分
		・金属類	鉄千地
	直接持込分		
	有用金属 （銅、ステンレス、アルミ）		委託収集分
			直接持込分
	・有害ごみ	廃乾電池	委託収集分
			直接持込分
		廃ライター	委託収集分
			直接持込分
		廃体温計	委託収集分
			直接持込分
	・粗大ごみ	布団、ゴザ、じゅうたん、マ ットレス等	委託収集分
			直接持込分
		畳	委託収集分
			直接持込分
		スプリングマットレス	委託収集分
			直接持込分
		タンス、椅子、机、ソファー 等	委託収集分
			直接持込分
家電 4 品目	委託収集分		
	直接持込分		
・その他	火事ごみ	臨時分	
	処理困難物	臨時分	

(3) 処理量・保管容量

本施設での処理量および保管容量の目安は、表 1-3 のとおりとする。

表 1-3 処理量および保管容量の目安

施設	処理対象物	処理量および保管容量の目安	
リサイクル施設	・容器包装プラスチック	787t/年	
	・ペットボトル	192t/年	
可燃ごみ中継施設	・可燃ごみ	7,514t/年	
選別保管施設	・容器包装プラスチック	0.5m ³ /日程度	
	・ペットボトル	0.3m ³ /日程度	
	・可燃ごみ	5.2m ³ /日程度	
	・古紙・古布	新聞	3m ³ /日程度
		雑誌・チラシ等	
		ダンボール	
		牛乳パック	
	・古布	古布	2m ³ /日程度
	・剪定枝		1.5m ³ /日程度
	・ビン	割れたビン	0.1m ³ /日程度
		成型ビン	0.1m ³ /日程度
		生きビン	1m ³ /日程度
	・廃食用油		2m ³ 程度の専用容器を設置 (3m×3m)
	・空き缶類	飲料缶	0.2m ³ /日程度
		スプレー缶	0.1m ³ /日程度
	・不燃ごみ	不燃ごみ	11.5m ³ /日程度
		小型家電	5m ³ 程度
		蛍光管(直管)	2m ³ 容器×2個分/年程度
		蛍光管(サークル管)	2m ³ 容器×2個分/年程度
		蛍光管(その他)	2m ³ 容器×2個分/年程度
	・金属類	鉄千地	6m ³ /日程度
		有用金属 (銅、ステンレス、アルミ)	1m ³ 程度
	・有害ごみ	廃乾電池	ドラム缶 35 本程度
廃ライター		ドラム缶 10 本程度	
廃体温計		ペール缶 1 本程度	
・粗大ごみ	布団、ゴザ、じゅうたん、 マットレス等	2m ³ /日程度	
	畳	畳 100 枚/年程度 (4m ² 程度の面積(目安))	
	スプリングマットレス	搬出 1 回につき 3 枚まで 3 枚以上の保管容量	
	タンス、椅子、机、ソファ ー等	5m ³ /日程度	
	家電 4 品目	16m ² 以上	
・その他	火事ごみ	25m ³ 以上の保管容量を確保	
	処理困難物	25m ³ 以上の保管容量を確保	

※処理量および保管容量の目安の「m³/日程度」は現状の搬出量と頻度を基に算出した 1 日平均あたりの保管容量。ヤードおよびコンテナの容量設定においては、選別スペースや搬入・搬出に使用する車両・重機等の作業スペースを見込み、余裕を確保すること。

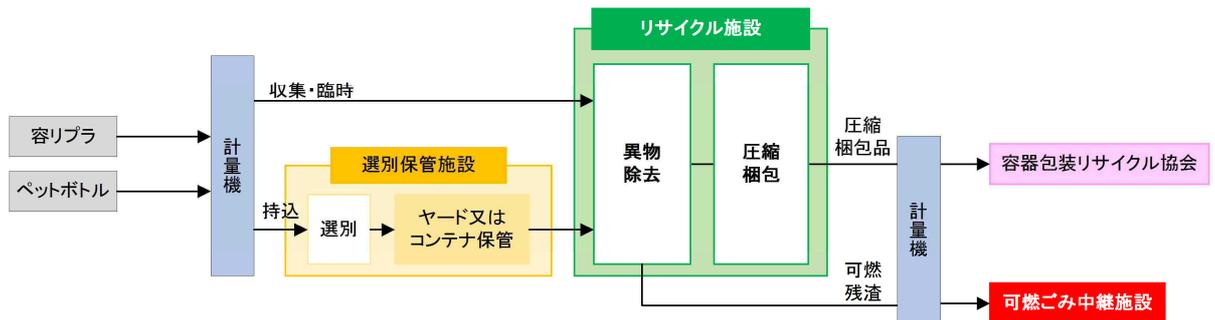
(4) ごみの流れ

本施設の各処理対象物のごみの流れは以下に示すとおりとする。

ア 容器包装プラスチック、ペットボトル

収集された容器包装プラスチックおよびペットボトルは計量し、リサイクル施設において異物除去、圧縮梱包処理され、圧縮梱包品は計量後、容器包装リサイクル協会へ引き渡す。また、可燃残渣は計量後、可燃ごみ中継施設に搬入する。

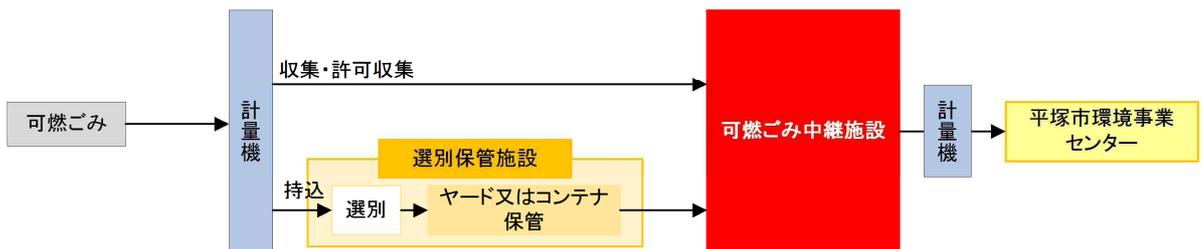
持込によって搬入される容器包装プラスチックおよびペットボトルは、計量、選別を行い、ヤードまたはコンテナに一時保管し、リサイクル施設へ搬入する。



イ 可燃ごみ（可燃ごみ、海岸ごみ、可燃残渣）

収集された可燃ごみ（可燃ごみ、海岸ごみ）、リサイクル施設及び選別保管施設で発生した可燃残渣は、計量後、可燃ごみ中継施設に搬入され、積み替えが行われた後、計量後、平塚市環境事業センターへ搬出する。

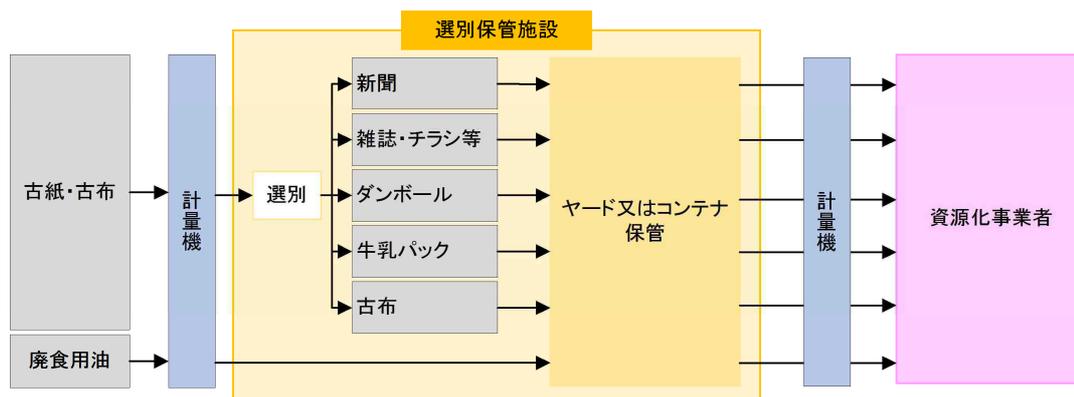
持込・公共によって搬入された可燃ごみは、計量後・選別保管施設で選別を行い、ヤードまたはコンテナに一時保管し、可燃ごみ中継施設へ搬入する。



ウ 古紙・古布、廃食用油

持込によって搬入された古紙・古布は、計量後、新聞、雑誌・チラシ、ダンボール、牛乳パック及び古布に選別を行い、ヤード又はコンテナに保管し、計量後、資源化事業者へ引き渡す。

収集された廃食用油は、ヤードまたはコンテナに保管し、計量後、資源化事業者へ引き渡す。



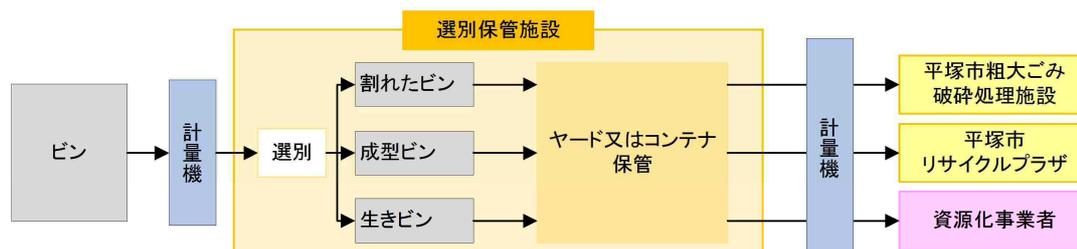
エ 剪定枝（枝）

剪定枝（枝）は持込によって搬入される。持ち込まれた剪定枝は計量後、ヤード又はコンテナに保管し、計量後、（仮称）二宮町剪定枝資源化施設へ搬出する。



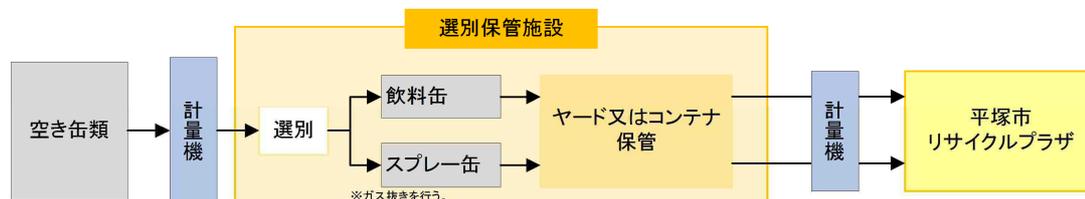
オ ビン

ビンは主に持込によって搬入される。持ち込まれたビンは計量後、割れたビン、成型ビン、生きビンの選別を行いヤードまたはコンテナに一時保管し、計量後、割れたビンは平塚市粗大ごみ破碎処理施設、成型ビンは平塚市リサイクルプラザ、生きビンは資源化事業者へ引き渡す。



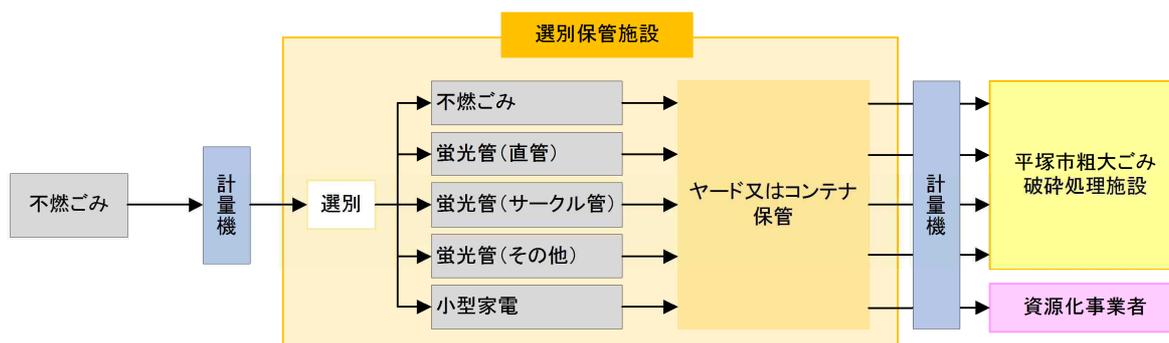
カ 空き缶類

空き缶類は持込によって搬入される。持ち込まれた空き缶類は計量後、飲料缶、スプレー缶の選別を行いヤードまたはコンテナに一時保管し、計量後、平塚市リサイクルプラザへ搬出する。



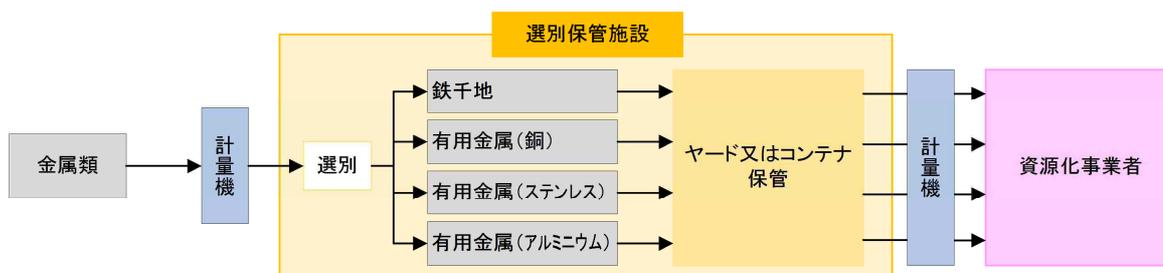
キ 不燃ごみ

搬入された不燃ごみは、計量後、不燃ごみ、蛍光管（直管、サークル管、その他）、小型家電の選別を行い、ヤード又はコンテナに一時保管する。不燃ごみ、蛍光管（直管、サークル管、その他）は計量後、平塚市粗大ごみ破砕処理施設へ搬出し、小型家電は計量後、資源化事業者へ引き渡す。



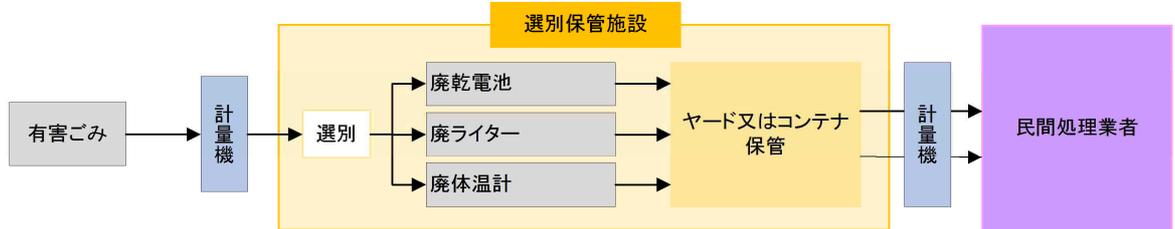
ク 金属類

搬入された金属類は、計量後、鉄千地、有用金属（銅・ステンレス・アルミニウム等）の選別を行い、ヤード又はコンテナに一時保管し、計量後、資源化事業者へ引き渡す。



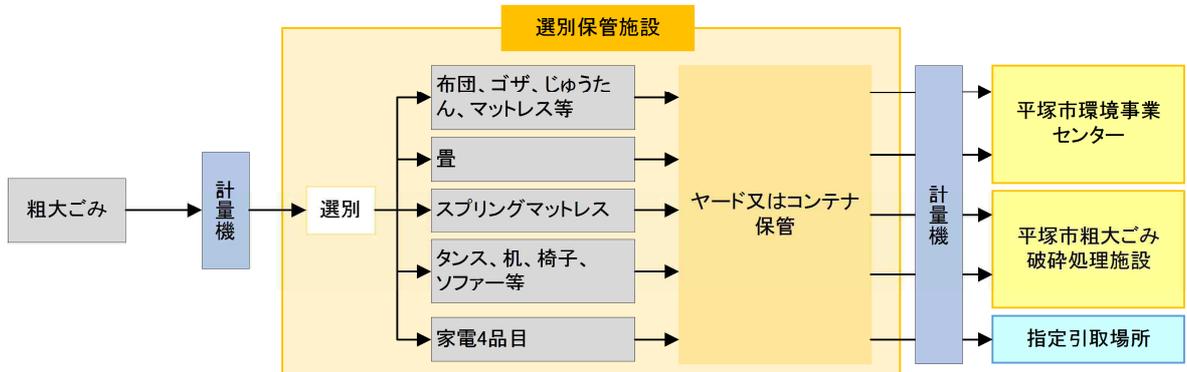
ケ 有害ごみ

搬入された有害ごみは、計量後、廃乾電池、廃ライター、廃体温計の選別を行い、ヤード又はコンテナに一時保管し、計量後、民間処理業者へ引き渡す。



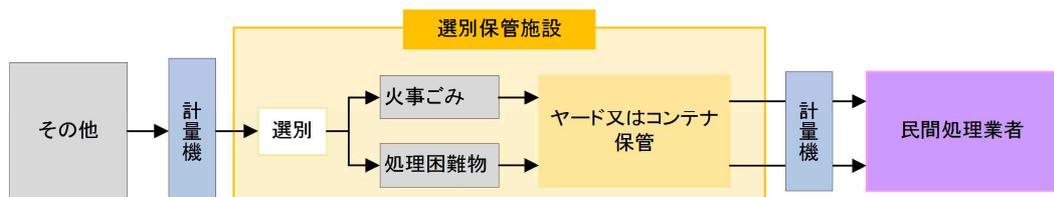
コ 粗大ごみ

搬入された粗大ごみは、計量後、布団・ゴザ・じゅうたん・マットレス、畳、スプリングマットレス、タンス・机・椅子・ソファ、家電4品目等の選別を行い、布団・ゴザ・じゅうたん・マットレス・畳は平塚市環境事業センター、スプリングマットレス、タンス・机・椅子・ソファ等は、平塚市粗大ごみ破砕処理施設、家電4品目は指定引取場所へ搬出する。なお、畳、スプリングマットレスの搬出の際には1回あたりの搬出枚数に制限がある。



サ その他（火事ごみ、処理困難物）

その他（火事ごみ、処理困難物）は、臨時的な搬入となる。計量後、ヤードまたはコンテナに一時保管し、計量後、民間処理業者へ引き渡す。



(5) 搬出入条件

廃棄物搬出入の条件を表 1-4 に示す。

表 1-4 (1) 廃棄物搬出入条件

施設	ごみ種別	地区	搬入					搬出			
			方式	曜日	料金徴収	車両	台数	受入車両(所掌)	搬出先	要件	
リサイクル施設	容器包装プラスチック	大磯町	収集	水、木	無	2, 3, 4t パッカー	最大 25 台/日	10t ダンプ 10t ウイング車 (町)	資源化事業者 (所掌：町)	容器包装 リサイクル法	
		二宮町	収集	月、火 木、金							
			臨時	月～金							
	ペットボトル	大磯町	収集	月、火 木、金		2, 3, 4t パッカー					
		二宮町	収集	月、火 木、金							
			臨時	月～金							2 t ダンプ
中継施設 可燃ごみ	可燃ごみ	大磯町	収集	月、火 金、土	無	2, 3t パッカー	最大 20 台/日	提案 (運営事業者)	平塚市環境 事業センター	2.6 台/日 10t パッカー車 は不可。	
			許可 収集	月～土	有 (後納)		最大 20 台/日				
選別保管施設	容器包装 プラスチック	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 平均 40 台/日	提案 (運営事業者)	場内 (リサイクル施設)		
	ペットボトル	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	提案 (運営事業者)	場内 (リサイクル施設)		
	可燃ごみ	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	提案 (運営事業者)	場内 (可燃ごみ中継施設)		
	古紙・ 古布	新聞	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	提案 (運営事業者)	資源化事業者 (所掌：運営事業者)	
		雑誌・チラシ等									
		ダンボール									
		牛乳パック 古布									
	剪定枝	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	4t ダンプ (運営事業者)	(仮称)二宮町 剪定枝資源化 施設		
	ビン	割れたビン	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	8t ダンプ (運営事業者)	平塚市粗大ごみ 破砕処理施設	
		成型ビン							2t ダンプ (運営事業者)	平塚市 リサイクルプラザ	広域専用の灰 色容器にて搬 出。
		生きビン							持込	月～金	有
廃食用油	大磯町	収集	月・火 木・金	無	2, 3t ダンプ	平均 5 台/日	提案 (運営事業者)	資源化事業者 (所掌：運営事業者)			

表 1-4 (2) 廃棄物搬出入条件

施設	ごみ種別		地区	搬入				搬出			
				方式	曜日	料金徴収	車両	台数	受入車両(所掌)	搬出先	要件
選別保管施設	空き缶類	飲料缶	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	2t ダンプ (運営事業者)	平塚市 リサイクルプラザ	飲料缶とスプレー缶に積分け搬出。スプレー缶はガス抜きを行う。
		スプレー缶									
	不燃ごみ	不燃ごみ	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	8t ダンプ (運営事業者)	平塚市粗大ごみ 破砕処理施設	
				収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※2 平均 5 台/日			
		小型家電							提案 (運営事業者)	資源化事業者 (所掌：運営事業者)	
		蛍光管 ・直管 ・サークル管 ・その他		持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	8t ダンプ (運営事業者)	平塚市粗大ごみ 破砕処理施設	
	収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※2 に含む						
	金属類	・鉄千地 ・有用金属 (銅、ステンレス、アルミ)	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	提案 (運営事業者)	資源化事業者 (所掌：運営事業者)	
				収集	月・火 木・金	無	2, 3t ダンプ	平均 6 台/日			
	有害ごみ	・廃乾電池 ・廃ライター ・廃体温計	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	2t トラック (町)	資源化事業者 (所掌：町)	
				臨時収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※3 平均 10 台/日			
	粗大ごみ	・布団、ゴザ、 じゅうたん、 マットレス等 ・畳	大磯町	持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	10t ダンプ (運営事業者)	平塚市環境 事業センター	事前連絡の上 搬出、畳は枚 数限定で搬 出。
				臨時収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※3 に含む			
		・スプリングマットレス、 ・タンス、椅子、 机、ソファ等		持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	8t ダンプ (運営事業者)	平塚市粗大ごみ 破砕処理施設	事前連絡の上 搬出。スプリ ングマットレ スは数量限 定。また、タ ンス、椅子、 机、ソファ等 は重機にて 粗破砕。
				臨時収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※3 に含む			
		家電 4 品目		持込	月～金	有	4t トラック 自家用車	※1 に含む	2t トラック (町)	民間処理業者 (所掌：町)	
				臨時収集	月～金	無	2, 3t ダンプ	※3 に含む			
	その他	火事ごみ	大磯町	持込	不定期	無	4t トラック 程度	—	25m ³ コンテナ (町)	民間処理業者 (所掌：町)	
		処理困難物									

1-4-2 本施設の基本条件

(1) 施設規模

本施設の施設規模を表 1-5 に示すとおりとする。

表 1-5 施設規模

施設		施設規模
リサイクル施設	容器包装プラスチック	4 t/日
	ペットボトル	2 t/日
可燃ごみ中継施設		47 t/日
選別保管施設		提案による

(2) 処理方式

【リサイクル施設：破袋・手選別・圧縮梱包処理】

※ 分別基準（平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正）および容器包装リサイクル協会の設定した引取り品質ガイドラインに適合させる。

【可燃ごみ中継施設：提案による】

【選別保管施設：手選別・保管】

※ ただし、選別保管施設において、可燃ごみが大量に搬入された場合は、可燃ごみ中継施設を稼動するものとする。

(3) 稼動日数

【リサイクル施設：土日、年末年始を除く 258 日】

【可燃ごみ中継施設：無収集日を除く 209 日】

【選別保管施設：本施設の運営日数】

(4) 計画ごみ質

計画ごみ質は表 1-6 に示すとおりとする。

表 1-6 計画ごみ質

施設	処理対象物	単位体積重量
リサイクル施設	容器包装プラスチック	0.027 t/m ³
	ペットボトル	0.022 t/m ³
可燃ごみ中継施設	可燃ごみ	0.157 t/m ³

(5) 収集曜日

本施設に搬入される収集ごみの搬入曜日（定期）は、表 1-7 に示すとおりとする。

なお、水曜日は、臨時収集日としており、収集の申し込みがあった品目全ての搬入がある。

表 1-7 収集ごみの搬入曜日（定期）

	月	火	水	木	金	土
第 1	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（大）	可燃ごみ 容プ（大） 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ
第 2	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（大）	可燃ごみ 容プ（大） 容プ（二） ペットボトル（大） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ
第 3	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（大）	可燃ごみ 容プ（大） 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ
第 4	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（大）	可燃ごみ 容プ（大） 容プ（二） ペットボトル（大） 不燃ごみ ビン＋廃食用油	可燃ごみ 容プ（二） ペットボトル（大） ペットボトル（二） 不燃ごみ 金属類＋有害 ビン＋廃食用油	可燃ごみ
第 5	可燃ごみ 容プ（二）	可燃ごみ 容プ（二）	可燃ごみ 容プ（大）	可燃ごみ 容プ（大） 容プ（二）	可燃ごみ 容プ（二）	可燃ごみ

※粗大ごみの収集は臨時収集（月～金）

水曜日は、臨時収集日としており、収集の申し込みがあった品目全ての搬入がある。

容プ（大）・・・容器包装プラスチック（大磯町）

容プ（二）・・・容器包装プラスチック（二宮町）

1-4-3 公害防止基準

(1) 粉じん

集じん器及び脱臭装置排気口出口粉じん濃度：0.1 g/Nm³

作業環境基準：0.15 mg/m³

(2) 騒音

事業予定地境界において表 1-8 の基準を満足すること。

表 1-8 騒音の施設基準値

昼 間	朝・夕	夜 間
午前 8 時から 午後 6 時まで	朝：午前 6 時から 午前 8 時まで 夕：午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の 午前 6 時まで
55 デシベル(A)以下	50 デシベル(A)以下	45 デシベル(A)以下

(3) 振動

事業予定地境界において表 1-9 の基準を満足すること。

表 1-9 振動の施設基準値

昼 間	夜 間
午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の 午前 8 時まで
65 デシベル以下	55 デシベル以下

(4) 悪臭

事業予定地境界において表 1-10 に示す臭気強度 2.5 に相当する悪臭物質濃度以下でかつ臭気指数 10 以下とすること。

また、気体排出口においては、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度を満足すること。

表 1-10 悪臭の施設基準値

	悪臭物質等	施設基準値
成分濃度	アンモニア	1ppm
	メチルメルカプタン	0.002ppm
	硫化水素	0.02ppm
	硫化メチル	0.01ppm
	二硫化メチル	0.009ppm
	トリメチルアミン	0.005ppm
	アセトアルデヒド	0.05ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
	イソブタノール	0.9ppm
	酢酸エチル	3ppm
	メチルイソブチルケトン	1ppm
	トルエン	10ppm
	スチレン	0.4ppm
	キシレン	1ppm
	プロピオン酸	0.03ppm
	ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	
イソ吉草酸	0.001ppm	
臭気指数	10 以下	

(5) 排水

排水は表 1-11 に示す放流基準値を満足すること。

表 1-11 河川放流基準値

単位：mg/l（ただし、ダイオキシン類を除く）

物質または項目	施設基準値
カドミウム及びその化合物	0.1 以下
シアン化合物	1 以下
有機リン化合物	0.2 以下
鉛及びその化合物	0.1 以下
六価クロム化合物	0.5 以下
砒素及びその化合物	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオベンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン及びその化合物	0.1 以下
ほう素及びその化合物	10 以下
ふっ素及びその化合物	8 以下
フェノール類	0.5 以下
銅及びその化合物	1 以下
亜鉛及びその化合物	1 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	3 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	1 以下

物質または項目		施設基準値
クロム及びその化合物		2 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素		100 未満
水素イオン濃度 (pH)		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS)		200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン	鉱油類	5 以下
抽出物質含有量	動植物油脂類	30 以下
ニッケル及びその化合物		1 以下
1,4 ジオキサン		0.5 以下

1-4-4 品質基準

容器包装プラスチック、ペットボトル圧縮梱包品に係る品質基準は以下を満足すること。

容器包装プラスチック圧縮梱包品：容器包装リサイクル協会引取品質ガイドラインに規定の形状・品質とし、品質はAランクとすること。

ペットボトル圧縮梱包品：容器包装リサイクル協会引取品質ガイドラインに規定の形状・品質とし、品質はAランクとすること。

1-4-5 その他の基準

その他、以下の基準を満足すること。

(1) 有人室の環境基準

事務所衛生基準規則で規定される「事務室の環境管理」項目の各基準値

1-4-6 工事請負事業者の設計・施工範囲

本施設整備における施工範囲には、原則として次に示す全ての設備及び工事が含まれる。また、これ以外に必要と考えられるものについては工事請負事業者の負担で追加提案すること。

(1) 機械設備工事

(2) 土木建築工事

ア 土木工事（造成、雨水集排水、外構施設 等）

イ 建築工事（リサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設、管理棟、計量棟、受付棟等）

ウ 建築設備工事（建築機械設備、建築電気設備、消防設備）

(3) その他工事

ア 仮設工事

(4) その他必要な各種調査業務

ア 測量

イ 地質調査

ウ 電波障害 等

1-5 業務範囲

1-5-1 民間事業者の業務範囲

(1) 設計・施工に係る業務

ア 設計・施工業務

- ・ 工事請負事業者は、本町と締結する工事請負契約に基づき、本町等が搬入する一般廃棄物の処理が可能となるよう、本施設の設計・施工業務を行うこと。
- ・ 工事請負事業者は、本町が作成した「生活環境影響調査書」に配慮して本施設の設計・施工業務を行うこと。
- ・ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務、計画通知等の手続き、法定検査等に対する協力及び書類整備等並びに本施設の試運転（予備性能試験、引渡性能試験を含む。）を行うこと。
- ・ 工事請負事業者は、施工に当たり、地元企業が対応可能な工事については、地元企業の活用に配慮すること。
- ・ 本施設は、交付金対象の施設であるので、工事請負事業者は、当該交付金交付要綱等に適合するように設計・施工を行うこと。
- ・ 事故対策のリスクアセスメントを実施し、事故対策マニュアルを作成すること。

イ 費用負担

- ・ 本施設の設計・施工に係る各種申請等の諸費用、ユーティリティ引き込みの負担金、試運転期間中の運転（計量業務も含む）、資源物等の資源化及び適正処分に関する費用については、工事請負事業者の負担とする。

ウ 運転マニュアル及び保全計画等の作成

- ・ 工事請負事業者は本町と協議のうえ、運転マニュアル、事故対策マニュアル、設備台帳の整備及び長寿命化計画（保全計画）等を作成すること。

(2) 運営に係る業務

ア 準備業務

- ・ 運営事業者は、工事請負事業者から提出された本施設の運転マニュアル、事故対策マニュアル等をふまえ、運営業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を本町に提出し、確認を受けること。
- ・ 必要に応じて、本町と協議のうえ、適宜運転マニュアル等を更新し、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本町に提出すること。

イ 搬出入管理業務

(ア) 搬入管理業務

- ・ 運営事業者は、本施設へ搬入されるごみの受付、計量（中間計量を含む）及び処理・保管先までの誘導を行うこと。
- ・ ごみの搬入は、運営事業者の指定する受入場所までは本町の総括的な責任のもとそれぞれの搬入者の責任で行われるものとする。
- ・ また、平塚市環境事業センターへの搬入は、本町の総括的な責任のもと行われるものとするが、運営事業者は本町以外の住民等が可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ等を持ち込まないように指導すること。
- ・ 搬入フローについては本町又は平塚市の都合により変更することがある。この場合は運営事業者と協議を行うものとする。
- ・ 本町、住民、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者等が搬入した廃棄物のうち処理不適物については、受入れた処理対象物から排除し、持込者へ返すように努めるものとする。持込者が特定できない処理不適物は、本町の指示のもと適切な場所に保管すること。なお、処理不適物の処分は本町の責任で行うものとする。
- ・ 本町管内の市町村が被災して発生した災害廃棄物、及び本町が処理を決定した災害廃棄物など、処理すべき廃棄物が多量に発生した場合にあっては、運転計画等に関わらず、本町の指示に従うこと。

(イ) 搬出管理業務

- ・ 積み替えた可燃ごみの搬出に際しては、計量を行うこと。
- ・ 圧縮梱包品及び資源物等の搬出に際しては、種類別の計量を行うこと。
- ・ 運営事業者は、外部資源化等に際して資源物等を受け入れる事業場が存在する自治体の要請や行政指導等を遵守するとともに、当該自治体から協議の要請がある場合は、本町に報告し必要な協議を行うものとする。

ウ ごみ処理手数料徴収代行業務

- ・ ごみの種別による受付、手数料徴収及び処理の区分については、表 1-12 のとおりとする。運営事業者は、ごみ処理手数料の徴収を本町の業務を代行して実施すること。
- ・ また、手数料の後納又は減免等については、本町の事務処理に必要となる伝票、帳票類を作成し、指定する期間内に提出すること。なお、本業務に関しては、別途本町と必要な手続きを行うものとする。

表 1-12 ごみの種別による受付、ごみ処理手数料徴収、処理の区分

種別	搬入形	発地域	受付	ごみ処理手数料徴収
容器包装 プラスチック	収集 臨時	大磯町、二宮町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
ペットボトル	収集 臨時	大磯町、二宮町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
可燃ごみ	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町） ※許可収集は後納の場合もある。
古紙・古布、剪定枝、空き缶類	持込	大磯町	○	○（本町）
ビン	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
廃食用油	収集	大磯町	○	×
不燃ごみ	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
金属類	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
有害ごみ	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
粗大ごみ	収集	大磯町	○	×
	持込	大磯町	○	○（本町）
その他 (火事ごみ、処理困難物)	持込	大磯町	○	×

エ 運転管理業務

- ・ 運営事業者は、安定的かつ安全に、周辺環境にも十分配慮して、本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務を行うこと。

オ 維持管理業務

- ・ 運営事業者は、本施設の機能を維持して安定的な処理を行うため、定期点検整備、部品調達及び補修等、本施設の維持管理に係る業務を行うこと。
- ・ 定期点検整備等で排出されるものは運営事業者の責任で、産業廃棄物として適正に処理すること。

カ 平塚市環境事業センター等への搬出

- ・ 運営事業者は、本施設で積み替えた可燃ごみ、空き缶類、ビン、不燃ごみ、粗大ごみ、剪定枝等を表 1-4 に示す方法により、各施設へ搬出すること。
また、搬出先における荷降し作業を行うこと。

キ 搬出物の資源化及び適正処分

- ・ 運営事業者は、本施設での処理によって発生する容器包装プラスチック、ペットボトルの圧縮梱包品及び保管された資源物等の資源化または適正処分を実行すること。(表 1-13 参照)

表 1-13 資源物等の処理方法及び役割分担

種類		役割分担		
		積込	運搬	資源化または適正処分
容器包装プラスチック圧縮梱包品		運営事業者	本町	本町
ペットボトル圧縮梱包品		運営事業者	本町	本町
可燃ごみ		運営事業者	運営事業者	本町
古紙(新聞、雑誌・チラシ等、ダンボール、牛乳パック)		運営事業者	運営事業者	運営事業者
古布		運営事業者	運営事業者	運営事業者
生きビン		運営事業者	運営事業者	運営事業者
廃食用油		運営事業者	運営事業者	運営事業者
小型家電		運営事業者	運営事業者	運営事業者
金属類	鉄千地	運営事業者	運営事業者	運営事業者
	有用金属 (銅、ステンレス、アルミ)	運営事業者	運営事業者	運営事業者
有害ごみ	廃乾電池	運営事業者	本町	本町
	廃ライター	運営事業者	本町	本町
	廃体温計	運営事業者	本町	本町
家電 4 品目		運営事業者	本町	本町
その他		運営事業者	本町	本町

ク 費用負担

- ・ 本施設の運営に係る各種申請等の諸費用等については運営事業者の負担とする。

ケ その他運営に関わる業務

- ・ 運営事業者は、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務等の本施設の運営に係る全ての業務を行うこと。

(3) その他付帯業務

ア 施設見学者対応

- ・ 運営事業者は、施設の見学希望者等について、適切な対応を行うこと。なお、行政視察については、本町が対応するため、必要な協力を行うこと。

イ 地元協議会等への参加等

- ・ 運営事業者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議・調整を行う協議会等が設置された場合には、これに参加し必要な役割を担うこと。

ウ 事業期間終了時の取り扱いについての協議

- ・ 本町は、事業期間終了後も本施設を継続して利用するため、本施設の解体撤去は本事業の範囲外とする。
- ・ 事業期間終了後の本町又は本町が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、図面や維持管理・補修に必要な書類の提出、第三者への引継ぎ業務を行うこと。
- ・ 本町が、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、運営事業者は本施設の機能確認、性能確認及び余寿命診断を行ったうえで事業期間終了後 15 年程度先を見越した長寿命化計画を策定すること。事業期間終了時において引き続き 5 年間は、事業期間中と同程度の設備補修で、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了時の条件とする。
- ・ 試験調査の実施に当たっては、運営事業者が要領書を作成し、本町の確認を受け、第三者機関が要領書に基づいて行うこと。
- ・ 余寿命診断において、提案時の補修計画以外の補修等が必要と指摘された場合には、改修、更新等必要な対応を行うこと。
- ・ 事業期間終了後 1 年の間に、本施設に関して性能未達が指摘された場合には、改修、更新等必要な対応を行うこと。ただし、運営事業者の維持管理等に起因するものではないことを運営事業者が立証した場合にはこの限りではない。

エ 住民対応

- ・ 運営事業者は、住民からの申入れ等に対しては一次対応を行うとともに、本町が対応する際に協力すること。
- ・ 管理棟への来訪者に対する一次対応を、人員を配置したうえで、対面で行うこと。

1-5-2 本町の業務範囲

発注者たる本町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事前業務

ア 事業用地の確保

- ・ 本町は、本事業を実施するための事業用地を確保するものとする。

イ 設置届等の届出

- ・ 本町は、本事業を実施するうえで必要となる施設設置届等の届出を行うものとする。なお、工事請負事業者は、必要な協力を行うこと。

(2) 本施設の設計・施工に係る業務

ア 循環型社会形成推進交付金の申請等

- ・ 本町は、本施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等を含む行政手続き等の対応を行うものとする。なお、工事請負事業者は、必要な協力を行うこと。

イ 施設整備費の支払い

- ・ 本町は、本施設の設計・施工に要する費用を施設整備費として、原則、出来高に応じて年度ごとに工事請負事業者へ支払うものとする。

ウ 本事業の設計・施工状況のモニタリング

- ・ 本町は、施設の設計・施工期間を通じ、本事業の設計・施工状況のモニタリングを行うものとする。

エ 住民対応

- ・ 本町は、本施設の建設期間中における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を、工事請負事業者と連携して行うものとする。

(3) 本施設の運営に係る業務

ア 処理対象物の搬入

- ・ 本町および二宮町は、収集した処理対象物の搬入を行う。本町および二宮町は、広く住民・排出事業者等に対してごみの分別方法や搬入方法等に関する啓発及び指導等を行う。

イ 圧縮梱包品及び資源物等の資源化及び適正処分

- ・ 本町は、表 1-13 に示した種類のうち、本町が所掌となるものについて外部資源化および適正処分を行うため、運営事業者から引き取る。

ウ 本事業の運営状況のモニタリング

- ・ 本町は、本事業の運営状況のモニタリングを行うものとする。運営状況のモニタリングは、原則として、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いて行うものとする。
- ・ 必要に応じて、本町は自らの負担で、本施設に係る追加の計測及び分析を行うことができるものとする。

エ ごみ処理手数料の収納

- ・ 運営事業者が代行して徴収したごみ処理手数料の収納を行う。また、後納料金等について運営事業者が作成した伝票、帳票類により、料金の請求及び徴収を行う。

オ 住民対応

- ・ 本町は、本施設の運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者の協力のもと行うものとする。

カ 運営費の支払い

- ・ 本町は、運営費を運営期間にわたって毎月、運営事業者に支払うものとする。

1-6 関係法令等

事業者は、設計・施工業務及び運営業務に関して、関係する諸法令、規則、規格、基準等（最新版に準拠）を遵守すること。諸法令等の適用、運用は、民間事業者の責任において行うこと。なお、遵守すべき主な基準等については添付資料4「本施設に適用する主な条例及び基準等」に示す。

2 設計・施工業務に関する要件

2-1 設計・施工業務に関する基本的事項

2-1-1 施工時のユーティリティ

事業用地において、本施設の施工時に必要となるユーティリティについては、工事請負事業者が自ら確保すること。なお、確保及び使用に要する費用は工事請負事業者の負担とする。

2-1-2 諸手続き等

(1) 循環型社会形成推進交付金の申請等への協力

- ・ 工事請負事業者は、循環型社会形成推進交付金の申請等に関わる手続きについて、当該交付金交付要綱等に適合するように設計・施工を行い、必要とする資料・データを作成し、本町に提出すること。

(2) 設置届等への協力

- ・ 工事請負事業者は、本町が関係法令に基づき、本事業を実施するうえで必要となる設置届等（工事着工のための監督官庁の許認可申請、契約後に工事に着工するために必要な計画通知及び工事の変更による変更申請等）の届出を行うために必要な資料等の作成及び提出を行うこと。

(3) 生活環境影響評価での事後調査の実施

- ・ 工事請負事業者は、事後調査の方針に基づいて、本施設の施工開始前に工事中及び運営開始後の事後調査計画書を本町に提出し確認を受け、施工中において事後調査を実施し、事後調査報告書を本町に提出すること。
- ・ 事後調査の結果をふまえ、追加の環境保全措置が必要な場合は、計画書を提出し、これを行うこと。
- ・ 仕様決定後において、神奈川県への届出に必要な書類を作成すること。
- ・ 設計・施工において、本町の策定した「生活環境影響調査書」の内容に則した環境保全措置を実施すること。

2-2 実施設計

- ・ 工事請負事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないように、本契約後、応募者として作成した提案書類に基づいて基本設計に着手し、基本設計図書の確認を受けた後、実施設計に着手すること。
- ・ 実施設計には運営事業者を参画させ、運営期間中での食違いを生じさせないように、システム、機器、点検動線等についての検討を行うこと。
- ・ 実施設計に当たっては、本施設が約 35 年間の使用を前提としていることをふまえ、長寿命化に留意すること。
- ・ 実施設計は、要求水準書及び基本設計図書に基づき行うこと。
- ・ 特許権等の実施権及び使用権等の取扱い、著作権の利用等については工事請負契約書の定めに従うこと。
- ・ 本町による確認は、実施設計図書が要求水準書及び提案書類を満足しているか否かに関して行うものであり、性能未達に至った場合に工事請負事業者が免責されるものではないものとする。
- ・ 基本設計図書及び実施設計図書は、添付資料 5「基本設計・実施設計図書一覧(参考)」に示すものを提出すること。

2-2-1 設計管理

- ・ 工事請負事業者は、設計・施工業務に当たっては、建設業法に定める資格を有する監理技術者を専任させること。「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日国土交通省総合政策局建設業課長通知）を参照のこと。
- ・ また、実施設計にあたっては、管理技術者を選任すること。
- ・ 監理技術者及び管理技術者は、あらかじめ経歴書を提出し、本町の確認を得ること。
- ・ 管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。
- ・ 構造設計及び設備設計に際しては、担当者として構造設計一級建築士や設備設計一級建築士を配置すること。

2-2-2 設計の手順

- ・ 工事請負事業者は、応募者として作成した提案書類様式に基づいて、基本設計を行い、確認を受けること。
- ・ 工事請負事業者は、添付資料 5「基本設計・実施設計図書一覧(参考)」に基づき、本町に提出する全ての図書の一覧(基本設計・実施設計図書一覧)を作成し、確認を受けること。
- ・ 工事請負事業者は、実施設計図書一覧が確認された後、実施設計を開始すること。実施設計図書の提出は、段階的に行うことも可能とする。
- ・ 本町は、提出された実施設計図書について、それが本施設の要件を満たさない場合、要求水準書及び提案書類の趣旨に反している場合、又は本施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていない場合は、修正の要求を行うことができる。
- ・ 本町より修正の要求があった場合、工事請負事業者は係る書類を改訂して再提出すること。
- ・ 本町は、既に確認した書類についても、変更を申し出ることができるものとする。
- ・ 工事請負事業者は、自ら設計した内容を対象として運営期間中についてのリスクアセスメントを行い、安全に関する解析結果を本町に報告すること。

2-2-3 各工事積算内訳書の作成

- ・ 工事請負事業者は、確認済証の交付を受けた後、速やかに工事積算内訳書を作成し、本町に提出すること。なお、書式等については本町と協議して定めるものとする。

2-2-4 その他

- ・ 工事請負事業者は、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム(日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、本町の確認を受けたうえ、受領書の写しを本町に提出し、登録結果を報告すること。登録内容を訂正する必要が生じた場合も、同様の手順により訂正を行うこと。
- ・ 実施設計期間中申請が必要なものについて、本町が行うべきものは本町が行うが、工事請負事業者は必要な協力を行うこと。
- ・ 本町が行う地域説明会に使用する資料を本町の指示により作成し提出するとともに、その他必要な協力を行うこと。

2-3 施工

2-3-1 工事の開始

- ・ 工事請負事業者は、実施設計図書及び必要な施工図等について本町の確認を得た後、本施設の設備製作及び施工等を行うこと。
- ・ 工事期間中においても稼働中の大磯町し尿処理施設の運営に支障がないよう、動線を確保すること。
- ・ 工事の開始前までに、工事請負事業者は、施工手順や体制を示した書類等本町が求める書類を本町に提出し、その確認を受けること。
- ・ 工事の開始前に提出することが難しい書類等については、工事開始後の適切な時点でこれを提出すること。
- ・ 工事開始後に修正が必要となった場合には、適宜、書類の修正を行うこと。
- ・ 施工に関する提出書類については、原則として「公共建築工事標準書式」に掲げるものを準用する。

2-3-2 責任設計・施工

- ・ 現場工事については、仮設工事を含む本施設の建設のために必要な一連の工事は、原則として添付資料1「事業予定地」に示す施工範囲内で行うこと。
- ・ 本施設の処理能力及び性能は、全て工事請負事業者の責任設計・施工により確保すること。
- ・ 工事請負事業者は、要求水準書等に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。

2-3-3 施工前の許認可

- ・ 本施設の施工に当たって工事請負事業者が取得する必要がある許認可については、工事請負事業者の責任と負担において全て取得すること。ただし、取得に際しては、本町も協力するものとする。

2-3-4 工事別施工計画書等の提出

- ・ 工事請負事業者は、本工事の施工に当たり、工事別に施工計画書を作成し、各工事段階に入る前に本町に提出して確認を受けること。
- ・ 竣工までに必要な図書のうち、本町が指定するものは、本町に提出して確認を受けること。

2-3-5 作業日及び作業時間

- ・ 作業日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末・年始を除いた日とすること。
- ・ 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発生おそれの少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事前に本町へ作業日・作業時間を報告し、了解を得ること。
- ・ 状況によって本町の指示により、作業日時を変更する場合がある。

2-3-6 材料及び機器

- ・ 使用材料及び機器は、仮設を除いてそれぞれの用途に適合する JIS 規格品新品とすること。
- ・ 海外調達品については、JIS 基準と同等以上とすること。
- ・ 酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。
- ・ 本町が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

2-3-7 予備品・消耗品

- ・ 必要な数量の予備品と1年分の消耗品を納入するものとする。

2-3-8 完成図書

- ・ 工事請負事業者は、本施設の完成に際し、添付資料6「完成図書一覧(参考)」に示す完成時の提出書類、プラント工事完成図書、その他完成図書を作成し、本町に提出して確認を受けること。提出部数、体裁に関しては本町と協議のうえ決定すること。
- ・ 完成図書については、データベースとして検索・管理が容易にできるようにしておくこと。詳細については本町と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 維持管理用並びに説明用としての CAD 図データ及びエクセル等で作成した機械・電気設備を含む整備台帳も提出すること。
- ・ 特許権等の実施権及び使用権等の取扱い、著作権の利用等については工事請負契約書の定めに従うこと。

2-3-9 その他

(1) 見学者説明用パンフレット

ア 形式	カラー印刷		
イ 数量	施設説明用（日本語版）	A4	5,000部
	施設説明用（子ども版）	A4	5,000部

それぞれ、電子データ版も提出すること。

(2) 本施設説明用映像ソフト

- ・ ごみ処理の実態、本施設の説明等を盛り込んで 15～20 分程度にまとめた映像ソフトを納入すること。

(3) 工事期間中の記録映像

- ・ 工事の進捗が把握できるよう、10 分程度にまとめた記録映像を納入すること。

2-4 施工管理

2-4-1 仮設計画

- ・ 工事請負事業者は、工事の開始前に仮設計画書を本町に提出し、確認を得ること。
- ・ 事業用地内に仮設物を設ける場合は、事前に仮設物設置計画書を提出し、本町の確認を受けること。
- ・ 工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため事業用地の周囲に仮囲いを施工すること。
- ・ 工事請負事業者は、場内に仮設事務所を設置し、現場代理人が建設工事の進行管理等を行うとともに地元住民等の要望・苦情等の受付を行うこと。なお、要望・苦情等の対応は本町が行うものとするが、工事請負事業者は対応に協力する。
- ・ 工事請負事業者の仮設事務所とは別に、本町の監督者用及び工事監理者用の仮設事務所を設置すること。
- ・ 仮設事務所の規模は、本町職員 4 人、工事監理業者（予定）2 人程度の常駐が可能で、執務及び必要な打合せが可能な面積とし、空調設備、給排水設備、仮設トイレ等のほか必要な機材（机（人数分）、インターネットへの接続環境を整えたパソコン（本町職員の数分程度）、電話、プリンター、FAX、コピー機、書棚、打合せ机、ホワイトボード、ロッカー（人数分）、ヘルメットホルダー（人数分）、靴箱（人数分）その他必要な什器等）を備えるものとする。
- ・ 仮設事務所の広さ、内装及び仕上げその他詳細については本町との協議によるものとする。
- ・ 仮設事務所に必要な電気・水道・通信・ガス・冷暖房及び清掃等の維持管理費用は全て工事請負事業者の負担とする。
- ・ 工事の進捗状況を地元住民にお知らせする掲示板等を、本町の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。

2-4-2 その他仮設建物

- ・ 従業員休憩室、トイレ等は、労働安全衛生法、健康増進法及びその他関係法規に従って設置するものとし、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日 労働省告示第59号）、「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日 厚生労働省労働基準局長通知）等を遵守すること。
- ・ 労働者の宿泊所用仮設建物は原則として施工範囲外とするが、保安要員宿泊所等として本町が承諾したものに限り施工範囲内に設けることができる。

2-4-3 整地

- ・ 仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、工事請負事業者にて行うこと。
- ・ 工事用仮設物は工事完成までに本町の指示により撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うこと。その際の残土処分については工事請負事業者の責任により適正に行うこと。

2-4-4 現場代理人等

- ・ 工事請負事業者は、現場代理人（監督責任者）を現場に常駐させ、工事に関する全ての業務を処理させること。また、現場の安全管理に当たらせること。
- ・ 現場代理人は、あらかじめ経歴書を提出し、本町の確認を得ること。

2-4-5 下請負者

- ・ 工事に参加する全ての下請工事者及び下請製造者は、本町の確認を受けなければならない。
- ・ 工事進行中であっても、本町が下請工事者又は下請製造者を不相当であると認めた場合には、必要な措置を求めることがある。
- ・ 本契約により、いかなる場合も本町と下請工事者及び下請製造者との間に契約関係を生じないものとする。

2-4-6 工程会議

- ・ 工事期間中、工事請負事業者は、原則として毎週1回、工事工程、施工計画等について協議検討するための工程会議を行い、工事を円滑に推進していくこと。
- ・ 本町が立ち会う月例会議を月1回開催すること。ただし、本町は、必要に応じて工程会議に立ち会うものとする。

2-4-7 安全衛生管理

- ・ 工事請負事業者は、本施設の施工期間中、その責任において労働安全に留意し、危険防止対策を実施するとともに、法令に基づき作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の防止に最大限努めること。

2-4-8 災害の防止

- ・ 工事請負事業者は工事中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。また、工事請負事業者は労働者の管理について全責任を負うこと。
- ・ 関係法規に従い工事中の危険防止対策及び安全衛生対策を十分行うとともに、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないよう最大限努めること。

2-4-9 警備・保安

- ・ 工事請負事業者は引渡しを終えるまでの期間における火災、水害、その他の全ての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。
- ・ 工事請負事業者は本町が指示する期間中、適切な仮囲い、照明、分煙その他の危険防止設備を設置し、必要に応じて警備員（ガードマン）等を配置すること。
- ・ 本町は、明らかに本町の責に帰する場合を除き、破損、破壊、不正、盗難、紛失に対して責任を負わない。
- ・ 工事請負事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を常に整えておくこと。

2-4-10 公害防止

- ・ 工事中発生する粉じん、騒音、振動、低周波空気振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関連法規及び「生活環境影響調査書」を遵守するとともに、本町の指示に従い、十分防止するように努めること。
- ・ 建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号）に準じること。

2-4-11 環境保全

- ・ 工事請負事業者は、建設工事の実施に当たり、事業用地の地形及び地質を十分考慮し、環境の保全に十分配慮すること。
- ・ 工事期間中発生する建設廃棄物は、適切に処理、処分又はリサイクルすること。
- ・ 掘削土砂は原則として場内で再利用することとし、掘削及び運搬時における粉じん等の飛散及び悪臭防止対策を講じること。
- ・ 工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下等の公害防止のため、低騒音、低振動及び地盤沈下を防止する工法を採用すること。
- ・ 工事機械は低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。
- ・ 工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、工事期間中を通して主要搬入道路に、交通指導員を配置すること。
- ・ 工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄用の洗車プールを設置すること。

2-4-12 地中障害物

- ・ 現時点で地中障害物は想定していないが、予見できない地中障害物が発見された場合には、その時点で協議を行うものとする。

2-4-13 電波障害発生防止

- ・ 建屋の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、発生を防止すること。
- ・ 工事中のクレーン車両の利用に伴う電波障害の発生についても同様に対応すること。

2-4-14 建設廃棄物等の取り扱い

- ・ 本施設の建設に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分すること。
- ・ 工事に当たっては、掘削土が少なくなるよう土量バランスに配慮すること。
- ・ 最終的な解体による廃棄物の発生を最小限に抑制するため、再利用が容易な材料を用いる等の工夫を行うこと。

2-4-15 建設副産物の再生資源化等

- ・ 建設発生土は極力場内で再利用することとし、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。
- ・ 場外に搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。
- ・ 発生した建設副産物の分別を徹底し、建設リサイクル法に基づき、廃棄物の再利用・再資源化に努めること。
- ・ 再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、工事請負事業者の責任において適正に処理すること。
- ・ 神奈川県外において最終処分を行う場合にあっては、当該地域の自治体に産業廃棄物税に関する条例が制定してある場合には、それに従い産業廃棄物税を負担すること。

2-4-16 復旧等

- ・ 工事請負事業者は、一般道及び施工範囲内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努めること。
- ・ 損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに本町に報告し、対応を行うとともに本町に復旧計画書を提出すること。
- ・ 復旧計画書の確認を得たうえで、工事請負事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。

2-4-17 保険

- ・ 工事請負事業者は、本施設の建設に際しては、火災保険又は建設工事保険（これに準ずるものを含む。）等に参加すること。
- ・ 保険契約の内容及び保険証券の内容については、本町の確認を得ること。

2-4-18 地元雇用及び発注等

- ・ 工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達、業務委託の発注を行うほか、地元雇用を積極的に行うこと。
- ・ 労働者の安全と健康の確保について考慮したうえで、可能な範囲で障がい者の就労機会、男女雇用機会均等に配慮し、子育て中の従業者の労働環境へも配慮するなど地域経済への貢献となる対応を行うこと。

2-5 工事検査

- ・ 材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等については、施工計画書及び工事監理計画書中にその実施スケジュール等が明示されるものとする。
- ・ 本町は、工事請負事業者の業務が設計図書にのっとり遂行されていることの確認等を行うために、各種の試験及び検査等の結果の確認等を行い、必要に応じて各種の試験及び検査等への立会いを行うものとする。
- ・ 各種の試験及び検査等の結果が設計図書に示す基準に達しなかった場合には、本町は工事請負事業者に改修を指示することができる。
- ・ 本町による各種の試験及び検査等の結果の確認等は、工事請負事業者の責任を何ら軽減させ、又は免除させるものではない。
- ・ 検査に際し、事前に本町が申請を行うべきものは本町が行うが、工事請負事業者は必要な協力を行うこと。
- ・ 申請費用を含む法定検査費用、改善指示にともなう費用は工事請負事業者が負担すること。

2-5-1 監督員による検査等

- ・ 本町は、監督員を定め、次の管理及び検査を行うものとする。
 - 設計図書に基づく工程の管理、立会い
 - 工事材料の試験又は検査（確認を含む。）
 - 工事の施工状況の管理
- ・ 上記の管理及び検査等は、基本的に現場代理人からの報告の確認をもって行うものとするが、工事請負事業者への事前の指示をしたうえで、現地（工場等を含む。）に立会いを行うこともあるものとする。
- ・ 本町は必要に応じて工事請負事業者に対して協議を申し出ることができ、工事請負事業者はこれに応じなければならない。

2-5-2 完成検査等

- ・ 本町は、検査員を定め、次に示す随時検査、部分検査及び完成検査を行う。
 - 随時検査は、完成後検査し難い部分がある場合その他契約の適正な履行を確保するため必要がある場合は、工事の施工中途において随時行う。
 - 部分検査は、完成検査の以前に諸条件により部分使用しなければならない場合に、工事請負事業者の承諾を得て行う。
 - 完成検査は、工事が完了し、工事請負事業者から工事完成届の提出があったときに行う。

2-5-3 検査結果が基準に達しなかった場合の措置

- ・ 各検査の検査結果が検査要領書に示す基準に達しなかったときは、工事請負事業者は、補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行うこと。
- ・ 検査の手續及び前項に規定する補修工事その他追加工事は、工事請負事業者が行うこととし、これらに要する経費は工事請負事業者の負担とする。
- ・ 本町による各種の検査等の結果の確認等は、工事請負事業者の責任を何ら軽減させ、又は免除させるものではない。

3 土木建築工事に関する要件

3-1 基本事項

3-1-1 配置に関する条件

- ・ 建築物としては、リサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設、管理機能、計量機能を有した施設棟を設ける。また、必要に応じて受付機能を備えること。建屋形状および建屋空間等の工夫により、合築を基本とするが、合理的な動線計画等の理由により分棟とすることが望ましいと判断できるものについては分棟を可とする。
- ・ なお、各施設に応じた整備費および維持管理費の区分を明確にすること。
- ・ 配置については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 搬出入条件を参考に、受付時の駐車及び待機スペースを極力確保すること。
 - ごみの搬入車両（収集車両と持込車両）と本施設への来場者車両の動線は極力分岐すること。

3-1-2 景観への影響に関する条件

- ・ 建物の外観及び意匠については、廃棄物処理施設の存在感を排し、建物の長大感や威圧感の軽減を図り、周辺との調和を重視したイメージをあたえるよう計画すること。
- ・ 以下の内容に留意して計画すること。
 - 建物は、大きな壁面の分節化、外壁の配色等に配慮する。
 - 建物高さについてはできるだけ低く抑えられるよう配慮する。また、緑化等により、できるだけ人工色を少なくするよう工夫する。

3-1-3 環境保全に関する条件

- ・ 環境負荷低減のために省エネルギー化及び省資源化を図るものとし、以下の内容に留意して計画すること。
 - 維持管理の容易な構造、素材等を積極的に導入するなど、ライフサイクルコストを最適化し、長期的な視野に立ってコスト縮減が図れる計画とする。
 - リサイクル建設資材の活用や建設時に発生する廃棄物の有効利用を図り、人体への安全性やリサイクルの容易さに配慮したエコマテリアルを積極的に導入する。
 - 自然光、自然通風等の自然エネルギーの活用や高効率の設備機器を採用するなど、省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を少なくするように努める。
 - 断熱性能や気密性の向上、空気調和及び換気方式の工夫等によりエネルギー消費を抑制し施設のランニングコストの低減を図る。

3-1-4 防災等に関する条件

- ・ 地震等の災害に強い建物とするとともに、災害時におけるごみ処理機能の維持に配慮し、以下の内容に留意して計画すること。
 - 本施設の建築物に関する耐震安全性能は、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。

3-1-5 機能性に関する条件

- ・ 安全かつ快適に利用しやすく、機能性に優れた施設とし、以下の内容に留意して計画すること。
 - 搬出入車両の動線と交錯しないエリアに、見学者及び運営管理に必要な車両のための駐車場を設置すること。(注：運営事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、行政財産の目的外使用となるため、別途本町が定める駐車場使用料金を本町に納付することが必要である。なお、駐車場使用料金については、利用者負担とし運営委託費に含めないこと。)
 - 建物内へは見学者、ごみ搬入者等多数の来場があることをふまえ、サイン表示を活用する等により目的とする場所への動線が分かり易いものとする。
 - ユニバーサルデザインの観点から、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を遵守する。
 - 日常の清掃、点検、維持管理が容易な施設とする。

3-1-6 安全性に関する条件

- ・ 周辺住民が安心して生活できる事故のない安全な施設とするよう、以下の内容に留意して計画すること。
 - 火災等の事故を回避するための対策を取るとともに、消火設備等を設けること。
 - プラントトラブル等の影響が、建物外へ及ぶことがないように配慮すること。

3-2 土木工事

3-2-1 造成工事

- ・ 施設建設に必要な造成工事を行うこと。
- ・ 造成に当たっては、できるだけ外部への残土搬出がないよう計画すること。

3-2-2 雨水集排水工事

- ・ 施工範囲内において、雨水が停滞することのないよう、集排水計画を行うこと。
- ・ 雨水はできるだけ再利用すること。
- ・ 再利用できない分は雨水浸透枡を設置する等できる限り地下浸透させること。その余剰分は、排水路へ放流すること。
- ・ 道路や通路を横断する開溝部分は、騒音を防止するため、固定式のグレーチング蓋付とすること。
- ・ 側溝、排水枡、マンホール等は上部荷重に見合うものを設けること。

3-2-3 外構施設工事

- ・ 外構施設については施工範囲の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の安易さ、経済性等を検討した計画とすること。

(1) 道路工事

- ・ 舗装はアスファルト舗装とし、施工前に CBR 試験を実施して最終仕様を決定すること。
- ・ 道路は十分な強度と耐久性を持つ構造とし、必要箇所に白線、道路標識、カーブミラー、車線誘導標、側溝、縁石等を適切に設け、車両の交通安全を図ること。

(2) 駐車場工事

- ・ 舗装はアスファルト舗装とすること。路面厚は構内舗装道路に準拠すること。
- ・ 車止めの設置及び、白ライン等を表示し、適宜植栽帯を設けること。
- ・ 受付棟を設置する場合は、持込車両の集中時でも渋滞を起こさないように駐車スペースを確保すること。
- ・ 一般持込車両が駐車する駐車スペースを 3 台分確保すること。
- ・ その他の駐車スペースの駐車台数は提案による。

(3) 外灯工事

- ・ 必要な場所に屋外灯を設置すること。
- ・ 歩行者通路には屋外灯及び防犯モニタを設置すること。
- ・ 屋外灯は LED とし、入口付近の外灯はソーラーライトとする。また、自動点灯機能付を基本とすること。

3-3 建築工事

3-3-1 共通事項

- ・ 「官庁施設の総合耐震計画基準」(国土交通省)の考え方を適用し、地震災害及びその二次災害に対する安全性に関して、必要な耐震性能を確保すること。
- ・ 本施設が満足すべき耐震安全性の目標値は、構造体がⅢ類(重要度係数 1.00)、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とする。
- ・ 合築を基本とするが、合理的な動線計画等の理由により分棟とすることが望ましいと判断できるものについては分棟を可とする。
- ・ なお、各施設に応じた整備費および維持管理費の区分を明確にすること。
- ・ 施設の構造は、鉄骨造とし、ごみを貯留・保管するヤード等における貯留部、構造耐力上重要な部分においては、鉄筋コンクリート構造とする。
- ・ 外壁はサイディング以上の仕様とし、清潔感を保つとともに施設全体の統一性を図ること。
- ・ 外部に面する鉄骨は、原則として溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- ・ 内部仕上げについては、使用するゾーンごとに目的に合わせたデザイン、色彩を用いそれぞれの部屋の機能及び性格に応じて最適と考えられる仕上げを選定すること。
- ・ 本施設の見学者関連スペースは上履き対応とすること。
- ・ 建築物、構造物等に鳥の巣ができにくいように配慮すること。

3-3-2 処理・中継・選別保管施設区域に係る事項(リサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設)

- ・ 本施設の主要設備を配置する場所であり、臭気、騒音、振動等に対し、環境保全対策の徹底を図り、施設の安全性、信頼性向上を目指すよう計画すること。
- ・ プラントと建築が一体になって、施設全体の性能を発揮するよう留意すること。
- ・ 維持管理上の作業性、経済性を十分に考慮して計画すること。
- ・ 施工範囲には制限があるため、建物とプラント機器の構成を平面的でなく、立体的にも考慮し、メンテナンススペースを確保しつつも、必要最小限の空間容量で収まるよう計画すること。
- ・ 以下の内容に留意して計画すること。加えて、「4 本施設の性能要件」も参照すること。
 - 見学者共用部の内部仕上げは、管理棟の仕上げと同等とすること。
 - 防火区画、防臭区画等必要な区画を設けること。
 - 消防法規に従い、ごみの貯留場所に適した自動火災報知設備、消火設備、排煙設備等を設けること。詳細については、所轄消防署との協議によるものとする。
 - 自然採光を取り入れ、省エネルギーに努めること。
- ・ プラットホームについては、以下の特記事項を遵守すること。
 - 投入ホップ等車両が転落する恐れのある箇所については、車止めを設け、床面は水勾配をもたせること。
 - 緊急車両(消防車等)のプラットホームへの進入に備えるための機能を有すること。
 - プラットホームに職員が事務室等から出入りする扉を設置すること。

- ・ 洗車設備については、以下の特記事項を遵守すること。
 - 収集車両の洗車場を屋内に設けること。ただし、配置計画により屋外に設置することも可能とする。
 - 同時に洗車可能な台数は3tパッカー車1台分とすること。
 - 洗車排水処理、脱臭等必要な設備を設けること。
 - 洗車は高圧洗浄とすること。

3-3-3 管理機能区域に係る事項

- ・ 本町用事務室、運営事業者用事務室を設け、施設来訪者の受付を行うこと。
- ・ 構造及び階数は提案による。
- ・ 各室の用途、使用形態等を十分に把握してそれぞれを機能的に配置するとともに、本町と運営事業者の管理区域を明確に分けられる配置とすること。
- ・ 各階の適所に案内板(建物平面図)を設置すること。
- ・ 電気機械設備は全て非常用発電機負荷とすること。
- ・ 居室等一覧、仕上一覧及び設備一覧については、以下を参照し、変更する場合には同等以上とすること。

管理機能区域諸室・設備の例

室名	備考
玄関	風除室、自動ドア、下駄箱、傘立て
エントランスホール	—
本町用事務室（3名程度） （会議スペースを設ける）	事務机・椅子、書棚、会議用テーブル・椅子、フリーアクセスフロア ブラインドボックス・ブラインド
運営事業者用事務室	提案による
研修室（50名程度）	椅子、倉庫、物品庫、映像装置、音響装置、 ブラインドボックス・ブラインド
展示スペース	—
倉庫	—
給湯室	湯沸かし器、流し台、吊戸棚
男子トイレ（各階に設置）	小便器、大便器（洋式）、手洗器（自動感知式）
女子トイレ（各階に設置）	大便器（洋式）、手洗器（自動感知式）
多目的トイレ	オスメイト対応、自動ドア、警報装置 大便器（洋式、多目的用）、手洗器（自動感知式）、手摺（一箇所以上設置する）
階段室	手摺
その他必要な諸室	—

管理機能区域仕上一覧の例

No.	室名	床	巾木	壁	天井	備考
1	玄関	磁器質タイル・ 長尺シート	磁器質タイルH=100・ビ ニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニルクロ ス	岩綿吸音板	風除室、自動ドア、 下駄箱、傘立て
2	エントランス ホール	同上	同上	同上	同上	
3	事務室(会議ス ペースを設け る)	フリーアクセス フロア下地タイ ルカーペット	ビニル巾木 H=60	同上	同上	受付カウンター
4	研修室	同上	同上	同上	同上	椅子、倉庫、物品庫、映 像装置、音響装置、ブラ インドボックス・ブライ ンド
5	展示スペース	長尺シート	ビニル巾木 H=60	同上	同上	
6	更衣室	同上	同上	同上	化粧石膏ボ ード	ロッカー
7	休憩室	長尺シート・畳	同上・畳寄せ	同上	同上	テーブル・椅子
8	倉庫	長尺シート	ビニル巾木 H=60	同上	同上	
9	給湯室	同上	同上	耐水石膏ボ ード・耐水ク ロス	同上	湯沸し器、流し台・ 吊戸棚
10	トイレ	同上(土足仕様： タイル)	ビニル巾木 H=60	耐水石膏ボ ード・耐水ク ロス	化粧石膏ボ ード	トイレブース・大便器 (洋式)・小便器・手洗器 (自動感知)式・鏡
11	多目的トイレ	同上(土足仕様： タイル)	同上	同上	同上	オスメイト対応、自動 ドア、警報装置、大便器 (洋式、多目的用)、手洗 器(自動感知式)、手摺
12	階段室	長尺シート	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニルクロ ス・吹付タイ ル	階段裏：塗 装、最上階： 化粧石膏ボ ード	手摺

- ・ 本町用事務室については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 3人程度の執務スペースとし、応接スペース等も考慮したうえで十分な面積を確保すること。
 - 床はOAフロアタイルカーペットとしフロアコンセントを適宜配置すること。
 - 人数に応じた机、キャビネット、イス、応接設備、書類棚等を配備すること。
- ・ 運営事業者用事務室等については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 運営事業者用の事務室を設け、エントランスホールに面する部分には受付を設置すること。
 - 事務室の他、運営事業者用として必要な諸室等を設置する場合は本町職員用とは別に設けること。
- ・ 書庫・倉庫については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 本町が使用する書庫を2室、倉庫を1室計画すること。
 - 書庫については、本町用事務室に隣接し配置すること。
 - 書庫1は施設に関わる図書を収納するため、部屋の大きさに合わせた書類棚を設置すること。
 - 書庫2及び倉庫については、部屋の大きさに合わせた書類棚、整理棚を設置すること。
- ・ 研修室については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 見学者用の研修室として50名程度の利用を想定し十分な面積を確保するほか、可動間仕切りで2室に分割できる計画とすること。
 - 利用者数に応じたキャスター付長机、椅子、ホワイトボードを備え、長机等を収納する倉庫を隣接して配置すること。
 - ブラインド又はカーテンを設置すること。
- ・ 給湯室については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 本町職員用、来訪者用(研修室用)は別に計画すること。
 - 本町職員用については、本町用事務室に隣接し配置すること。
 - 給湯設備、キッチン(IHコンロ、流し台、吊戸棚)、食器棚を設置すること。
- ・ トイレについては、以下の内容に留意して計画すること。
 - 男子、女子、多目的トイレを設けること。配置については利用者、動線等を考慮し、各階に設置すること。
 - 見学者の利用が想定されるトイレは見学者人数に配慮した計画すること。
 - 温水洗浄便座とするほか、照明は人感センサー式とすること。
- ・ エントランスホールについては、以下の内容に留意して計画すること。
 - 天井高を高くし、自然光を取り入れる等、明るく開放的な環境とすること。
 - 団体の見学者を想定し、十分な面積を確保すること。
 - 下足土間タイルの部分は団体の見学者の靴が置けるよう広くとること。また、団体見学者以外の来訪者のための下足棚を設置すること。
 - 自動販売機のスペースを計画すること。
- ・ 廊下・階段については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 手すりを設置すること。

- ・ 電気機械室については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 電気機械室を設ける場合には浸水対策に配慮すること。
- ・ エントランスについては、以下の内容に留意して計画すること。
 - 見学者及び来訪者用として設け、庇、車寄せ、風除室を計画する。なお、本町職員及び運営事業者出入り口(通用口)は別に設けること。
 - 必要に応じ、手すり及びスロープを設置すること。
 - 仕上げ材料は耐候性、意匠性の高いものを選定すること。
 - わかりやすい位置に施設名の表示を行うこと。
- ・ 通用口については、以下の内容に留意して計画すること。
 - 本町職員及び運営事業者出入り口として建物内外の動線を考慮して計画すること。なお、本町職員用と運営事業者用を兼ねてもよい。
 - 通用口付近には必要人数分の下駄箱、合羽掛け、ヘルメット掛けを配備すること。
 - 通用口外部に洗い場を設けること。
 - 通用口はカード認証等によるオートロックシステムとすること。
- ・ その他、以下の内容に留意して計画すること。
 - エレベータについては団体見学者を考慮し計画すること。なお、防災対応としストレッチャーの搬送が可能な大きさとする。

3-3-4 計量機能区域に係る事項

- ・ 計量機横には、計量室（棟）を整備すること。
- ・ 計量室（棟）には係員が常駐することを考慮して、必要なスペースを確保するとともに、トイレ等の諸設備を設置すること。
- ・ 持込車両用として、必要に応じて受付機能を有すること。

3-3-5 選別保管施設区域に係る事項

- ・ ヤード保管対象物とした各ごみの保管・貯留に必要な容量を持ったヤードまたはコンテナを整備すること。
- ・ 各種ヤード等への搬入方法は提案によるものとするが、ヤード及びコンテナを配置する建築物は、雨天時の荷降し作業に配慮し、屋根および車両の駐車スペースを確保すること。
- ・ ヤードは、積み込み作業で使用する重機等に配慮して、床の磨耗や壁の損傷対策を行い必要な強度を確保すること。
- ・ コンテナ保管とする場合、コンテナへの投入作業架台を備えること。
- ・ 飛散防止や排水対策を実施すること。

3-4 建築設備工事

- ・ 各建物、居室等には、必要な電気機械設備を整備すること。
- ・ 有人室（見学者スペース、本町事務室等）は事務所衛生基準規則で規定される「事務室の環境管理」の基準を遵守すること。
- ・ 設備機器は、節電型・節水型の機器を使用すること。
- ・ AED を処理・中継・選別保管施設区域及び管理機能区域に1台ずつ設置すること。

3-4-1 建築機械設備

(1) 給排水衛生設備

- ・ 搬入車両の運転手等が利用できるトイレを駐車可能な場所に設置すること。
- ・ 処理・中継・選別保管施設区域、管理機能区域等、必要箇所にトイレを設置すること。管理機能区域については各階設置とする。
- ・ 見学者用トイレは、男子・女子・多目的トイレとすること。
- ・ トイレは以下の設備を設置する。
 - 温水洗浄便座、自動電磁弁、パネルヒータ
 - ハンドドライヤー及び擬音装置（女性用）等
- ・ 多目的トイレには上記に加え、以下の設備を設置する。
 - オストメイト、可動手摺、ベビーチェアー、ベビーシート等
- ・ 必要箇所に、手洗い場、給湯室等を設置すること。
- ・ 必要に応じて凍結防止対策を行うこと。

(2) 空調設備

- ・ 有人室（廊下、トイレも含む）には空調設備を設置すること。

(3) 換気設備

- ・ 有人室（廊下、トイレも含む）には換気設備を設置すること。

(4) エレベータ設備

- ・ 見学者ルート及び必要箇所にエレベータを設置し、必要に応じてストレッチャーの搬送が可能なものとする。
- ・ 建築基準法で必要となる場合は非常用昇降機を設置すること。
- ・ エレベータには、扉開延長ボタンを設置すること。
- ・ 耐震安全性分類は耐震クラス A とすること。
- ・ 無停電電源方式を有する非常連絡用インターホンを設置し、事務室及び別途契約する保守管理業者と連絡が行えること。
- ・ 複数機エレベータを設置する場合は監視盤を設置すること。
- ・ コンセントは用途に応じて防水、防爆、防じん型の器具とすること。

3-4-2 建築電気設備

(1) 照明・コンセント設備

- ・ 照明設備の機種及び配置には、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮すること。
- ・ 各室の照度は建築設備設計基準及び JIS 規格による照度を確保すること。
- ・ 照明設備は可能な限り LED 機器、自動調光制御、人感センサー等を採用すること。
- ・ 見学者や作業員の安全を確保できるよう非常照明及び誘導灯を設置すること。
- ・ 各室、通路等必要な箇所に十分なコンセントを設置すること。
- ・ コンセントは用途に応じて防水、防爆、防じん型の器具とすること。

(2) 通信・弱電設備

- ・ 車両渋滞等に対応するため、プラットホームと計量室（棟）との間に通信手段を設けること。
- ・ 電話設備を設置し、構内及び外部との電話連絡を可能とすること。
- ・ 構内連絡放送用として、拡声放送設備を設けること。構内各所で適当な音量で聴取可能なスピーカーを取り付けること。また、構内電話から呼び出し放送が行えること。
- ・ 多目的トイレの入口付近は非常用呼出設備を設置し、多目的トイレの室内には非常用ボタンを設置する。

(3) 太陽光発電設備

- ・ 太陽光発電設備を設置するものとし、発電能力は 10kW 以上とする。
- ・ 発電した電気は所内で全て利用するものとする。
- ・ 自立運転した際には単相コンセントを使用できること。
- ・ 発電量掲示板を設置すること。設置場所は本町との協議によること。

(4) 雷保護設備

- ・ 関係法令等に規定する場所に、雷保護設備を設置すること。

3-4-3 消防設備

- ・ 消火栓設備、消火ポンプの水源、消火器、その他消火活動に必要な設備を、所轄消防署と十分協議のうえ、適切なものを設けること。
- ・ 火災報知設備の受信機は運営事業者用事務室に設置し、副受信機は必要な箇所に設置すること。

3-5 その他工事

3-5-1 その他必要な各種調査業務

- ・ 本施設の実施設計に当たり、事前に測量、地質調査、電波障害等の必要な調査を実施すること。

4 本施設の性能要件

本施設に係る性能要件を以下に示す。本施設は、計画する処理量、性状について全量を適正に処理できる機能を有すること。

4-1 各設備共通の事項

4-1-1 耐加重

自重、積載加重、その他の荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

4-1-2 腐食防止

腐食の恐れがある箇所には腐食防止措置が講じられていること。

4-1-3 飛散等防止

ごみの飛散及び粉じんの拡散を防止するために必要な設備が設けられていること。

4-1-4 騒音・振動防止

ごみの処理に伴う騒音及び振動の発生防止を図り、周囲の生活環境を損なわないものであること。

4-1-5 臭気対策

ごみの処理に伴う悪臭の発生防止を図り、周囲の生活環境を損なわないものであること。

4-1-6 汚水流出防止

ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水が漏れ出し、地下に浸透することがない構造のものであること。

4-1-7 施設区分の明確化

本施設においては、リサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設を整備することになるが、設備によっては集約化を行い共通設備として整備することが考えられる。共通設備としては、計量、集じん・脱臭、給水、排水、電気、計装、配管等が考えられるが、土木建築工事に係る要件と同様に、共通設備とした設備機器の費用および維持管理費について、リサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設別にそれぞれの区分を明確にすること。

4-2 計量機能に関する性能要件

(1) 計量機

- 1) 形式 [ロードセル]
- 2) 数量 [1] 以上
- 3) 主要項目
 - ① 最大秤量 [30t]
 - ② 最小目盛 [10kg]
 - ③ 積載台寸法 [長さ m×幅 m]
 - ④ 表示方式 [デジタル表示]
 - ⑤ 操作方式 []
 - ⑥ 印字方式 [自動]
 - ⑦ 印字項目 [総重量、車空重量、種別（町別）、重量年月日、時刻、車両通し番号、その他必要な項目]
- 4) 付属機器 [計量装置、データ処理装置、カードリーダーポスト]
- 5) 特記事項

- ・ 計量機は、ごみ処理手数料徴収が可能なものとする。
- ・ 計量機の積載台寸法は搬出入車両の計量に支障のない寸法とすること。
- ・ 計量機はピット式とし、適切な雨水排水対策をとること。
- ・ 雨天時においてもカード読み取り、手数料徴収、設備メンテナンス等に支障のないよう、計量機上部は屋根で覆うこと。
- ・ 計量装置、データ処理・記録装置については、最新の装置・システムを導入し、バックアップ機能を備え、本町が必要とする搬出入管理情報（ごみの種類、収集地区情報等）に対して十分な容量を確保すること。本町と二宮町の区分及びごみの種別や持込・収集の区分等、多種の情報を区別して集計する必要があることに十分配慮すること。
- ・ 計量カードの属性ごとに次の各種項目について設定ができるようにすること。
 - 手数料の単価
 - 消費税計算（内税・外税の別、税率の設定）
 - 手数料計算
 - 発行する伝票の種類
- ・ 計量カードは、2,000 枚以上登録できること。（カードは予備カードを同一枚数準備すること。）
- ・ 計量機に隣接してデータ処理装置等を設置し、計量機の近傍に計量結果が表示されること。
- ・ 計量データの自動読み込みができない場合の対策として、運転員による目視での秤量表示確認、キーボード入力等での対応等ができるものとする。
- ・ 停電によりデータが失われないこと。

- ・ 計量機横にはバイパスを設けること。
- ・ 受付又は計量機で貸与したカードを退出計測時に回収できること。
- ・ 計量機の操作ポスト及び計量室内端末において、計量伝票及び領収書の印字が可能なこと。計量機及びバイパスラインには、ごみ処理手数料未払いのまま退場する車両がないよう、開閉ゲート等を設置すること。
- ・ 許可取消し業者等の対応として、設定したカード番号の車両について進入を阻止出来るようにすること。

4-3 リサイクル施設に関する性能要件

4-3-1 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されたごみを受入ヤード等に受入れ、選別設備に供給する設備である。

以下に設置が想定される機器等に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

(1) プラットホーム

- 1) 形式 [屋内式]
- 2) 構造 []
- 3) 主要項目
 - ① 幅員（有効） [] m
 - ② 床仕上げ []
- 4) 特記事項

- ・ 構内の車両動線は可能な限り一方通行とすること。
- ・ 車両は極力交差しないよう安全かつ円滑に通行できること。
- ・ プラットホームは車両の切り返しを含めた安全性、利便性確保の為、十分な有効幅を確保すること。
- ・ 搬入車両が余裕を持ってごみ投入できる広さとすること。
- ・ プラットホーム床面はスリップ防止に配慮した仕上げとすること。
- ・ プラットホーム内には、散水栓、手洗い栓を設けるとともに、床面に排水用の勾配及び排水側溝等を設けること。

(2) プラットホーム出入口扉

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - ① 扉寸法 [幅 m×高さ m]
 - ② 材質 []
 - ③ 駆動方式 []
 - ④ 操作方式 [自動・現場手動]
 - ⑤ 車両検知方式 []
 - ⑥ 開閉時間 [8 秒] 以内
- 4) 付属機器 [エアカーテン]
- 5) 特記事項

- ・ プラットホーム出入口扉は車両通行時以外常時閉とし、エアカーテン等を設け、プラットホーム内の臭気の漏洩を防止すること。
- ・ プラットホーム出入口扉には進入退出口表示を設ける。

(3) 受入ヤード

- 1) 形式 [ヤード囲い式]
- 2) 数量 [1] 面
- 3) 構造 [鉄筋コンクリート造]
- 4) 主要項目
 - ① 寸法 [幅 m×奥行 m×高さ m]
 - ② 貯留容量 有効 [] m³
 - ③ 貯留面積 有効 [] m²
 - ④ 貯留物の単位体積重量 [] t/m³
 - ⑤ 貯留重量 [] t 以上 (日分)
 - ⑥ ヤード耐摩耗等対策 床 []
壁 []
- 5) 特記事項

- ・ 受入ヤードは容器包装プラスチック、ペットボトルを分けて設けること。
- ・ 受入ヤードの容量は「1-4-1 整備対象施設と処理対象物の量及び性状、1-4-2 本施設の基本条件」を考慮した容量を確保すること。
- ・ 受入ヤードは3面壁(高さ3mまでRC造)構造とし、床の耐摩耗、壁の破損対策を施すこと。
- ・ 受入ヤード内の火災拡大を防ぐため、受入ヤード内における火災の早期発見・消火を行えること。
- ・ 受入ヤード内の臭気を減少させるため、薬剤噴霧装置を設けること。

(4) 受入ホッパ

1) 形式 []

2) 数量 [1] 基

3) 主要項目

① 要領 [] m³以上

② 寸法 [幅 mm×奥行 mm×深さ mm]

③ 材質 [材質 、 厚さ mm]

4) 特記事項

- ・ ホッパの構造は、貯留重量、搬送重量及びごみの落下衝撃に十分耐え得るものとし、ブリッジ防止について十分配慮すること。
- ・ ホッパ下部に溜まった汚水、土砂等を排除するために十分な水勾配を設け、水洗浄が容易な構造とすること。また、ホッパ下部には腐食対策を施すこと。
- ・ ホッパは投入作業が容易に行えるよう投入口の幅を十分に確保する。
- ・ ごみ投入時の衝撃音を和らげるため、ホッパ内をゴムシート貼りにする等の対策を講じる。
- ・ 受入ヤード、ホッパ内の火災拡大を防ぐため、受入ヤード、ホッパ内における火災の早期発見・消火を行えること。
- ・ 受入ヤード、ホッパ内の臭気を減少させるため、薬剤噴霧装置を設けること。

(5) 供給コンベヤ

1) 形式 []

2) 数量 [1] 基

3) 主要項目

① 能力 [] t/h

② 寸法 [幅 mm×長さ mm]

③ 速度 [] m/min

④ 電動機 [V× P× kW]

⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]

⑥ 主要部材質 フレーム []

エプロン []

チェーン []

シャフト []

4) 特記事項

- ・ 供給コンベヤは、搬送物の形状・寸法を考慮し、落下等が生じない構造とすること。
- ・ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ・ 供給コンベヤは、インバータ制御による無段変則とする。
- ・ 長尺ものの巻き込みが少ない構造とする。

(6) 破袋機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [1] 基
- 3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [幅 mm×長さ mm]
 - ③ 破袋率 [] 以上
(多重に袋を使用したものはこの限りではない。)
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 材質 本体 []
主要部 []
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
- 4) 特記事項
 - ・ 収集袋の内容物が軟質系のものであることに配慮した破袋機を設置すること。
 - ・ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。

4-3-2 選別設備

選別設備とは容器包装プラスチックやペットボトルから不適物を選別・回収する設備である。

以下に設置が想定される機器に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

(1) 手選別コンベヤ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [幅 mm×長さ mm]
 - ③ 速度 [] m/min
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 フレーム []
ベルト []
- 4) 特記事項
 - ・ 選別能力に合わせて速度を調整できるものとし、調整はインバータ制御による無段階変則とすること。
 - ・ 選別能力に合わせて供給量を調整できるようにすること。
 - ・ 処理量の変動に対応が可能となる設備規模とすること。
 - ・ 作業員が装置に巻き込まれないよう安全対策を施すこと。

- ・ 回収した不適物を貯留する設備を設けること。
- ・ 防じん、防振、防音の配慮を施すこと。
- ・ コンベヤ幅によって、片側選別か両側選別かを決定する。(通常ベルト幅 900mm 以上は両側選別)
- ・ 手選別人員数によってコンベヤ長さを決定する。

4-3-3 圧縮梱包設備

圧縮梱包設備とは不適物除去を行った容器包装プラスチックやペットボトルを圧縮梱包する設備である。以下に設置が想定される機器に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

(1) 容器包装プラスチック圧縮梱包機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [幅 mm×長さ mm]
 - ③ 速度 [] m/min
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []
- 4) 付属品 [梱包品搬出コンベヤ]
- 5) 特記事項
 - ・ 供給された容器包装プラスチックを自動にて連続的に圧縮梱包を行い、成型品を排出できる構造とすること。
 - ・ 成型品は容易に型くずれをおこさないものとし、容器包装リサイクル協会が定める品質基準を満足する規格とすること。
 - ・ ホッパは円滑な運転に必要な容量を備えること。
 - ・ フォークリフト等により成型品を搬出するためのスペースを確保すること。
 - ・ 機器周りは、点検、補修等を適切に行うことが可能なスペースを確保すること。
 - ・ 水洗いによる清掃が行えるよう散水栓の位置や床の水勾配、排水溝位置に配慮すること。

(2) ペットボトル圧縮梱包機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基

3) 主要項目

- ① 能力 [] t/h
- ② 梱包品寸法 [mm× mm× mm]
- ③ 梱包方法 []
- ④ 電動機 [V× P× kW]
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
- ⑥ 主要部材質 本体 []
ホッパ []

4) 特記事項

- ・ 供給されたペットボトルを自動にて連続的に圧縮梱包を行い、成型品を排出できる構造とすること。
- ・ 成型品は容易に型くずれをおこさないものとし、容器包装リサイクル協会が定める品質基準を満足する規格とすること。
- ・ ホッパは円滑な運転に必要な容量を備えること。
- ・ フォークリフト等により成型品を搬出するためのスペースを確保すること。
- ・ 機器周りは、点検、補修等を適切に行うことが可能なスペースを確保すること。
- ・ 水洗いによる清掃が行えるよう散水栓の位置や床の水勾配、排水溝位置に配慮すること。

4-3-4 貯留搬出設備

貯留搬出設備とは圧縮梱包品を貯留し、搬出するための設備である。

(1) 貯留ヤード

以下に示す表を参考にヤード名称、容量、面積、寸法を記載すること。

ヤード名称	容量 m ³	面積 m ²	寸法 m×m
プラスチック製容器包装梱包品貯留ヤード			
ペットボトル梱包品貯留ヤード			

- ・ 貯留ヤードは圧縮梱包機等の近くに配置し、建屋内で積込作業ができるように計画すること。
- ・ 床の磨耗対策、壁の破損対策を施すこと。
- ・ 10t 車 1 台分以上の容量を確保すること。

4-3-5 集じん・脱臭設備

集じん・脱臭設備とはごみの搬入、供給、選別、圧縮梱包及び搬出時に発生する粉じん及び悪臭の拡散を防止する機能である。以下に設置が想定される機器に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

(1) サイクロン

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② サイクロン径 [] $\text{mm}\phi$
 - ③ 圧力損失 [] Pa
 - ④ 粉じん排出方式 []
 - ⑤ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑦ 材質 [材質 、 厚さ mm] 以上
- 4) 特記事項
 - ・ 補修した粉じんは自動で排出・移送する機能を有すること。
 - ・ ビニール袋等により閉塞しない対策を施すこと。

(2) バグフィルター

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② 出口粉じん濃度 [] g/Nm^3 以下
 - ③ 寸法 [mm× mm× mm]
 - ④ ろ布材質 []
 - ⑤ ろ布面積 [] m^2
 - ⑥ 圧力損失 [] Pa
 - ⑦ 逆洗方式 []
 - ⑧ 粉じん排出方式 []
 - ⑨ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑩ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑪ 材質 [材質 、 厚さ mm] 以上
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - ・ 補修した粉じんは自動で排出・移送する機能を有すること。

(3) 集じん物搬送コンベヤ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [幅 mm×長さ mm]
 - ③ 速度 [] m/min
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質
フレーム []
ベルト []

4) 特記事項

- ・ 搬送中粉じんのこぼれ及び飛散が生じない構造とすること。

(4) 排風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 風量 [] m³/min
 - ② 風圧 [] Pa
 - ③ 回転数 [] min⁻¹
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []

4) 付属機器 [排気サイレンサ、ダンパ]

5) 特記事項

- ・ 十分な防音・防振対策を施すこと。
- ・ 必要圧力損失に対して十分な余裕を見込むこと。

(5) 脱臭装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m³/min
 - ② 出口臭気 臭気指数又は臭気排出強度に適合すること。
 - ③ 圧力損失 [] Pa
 - ④ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑤ 主要部材質 [材質 、 厚さ mm] 以上

- ⑥ 脱臭対象箇所 []
- 4) 付属品 []
- 5) 特記事項
 - ・ 活性炭等は容易に取り出しやすい構造とすること。

(6) 脱臭用排風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 風量 [] m³/min
 - ② 風圧 [] Pa
 - ③ 回転数 [] min⁻¹
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []
- 4) 付属機器 [排気サイレンサ、ダンパ]

(7) ダクト類

- 1) 形式 [鋼板製、亜鉛スパイラルダクト製]
- 2) 数量 [] 式
- 3) 主要項目
 - ① 主要部材質 [材質 、 厚さ mm] 以上
- 4) 特記事項
 - ・ 排気先は美観に配慮した位置とすること。
 - ・ 粉じん等による磨耗が懸念される部分には対策を行うこと。

4-3-6 給水設備

給水設備とは各設備等へ給水を行うための設備である。本施設の性能を発揮するために必要となる給水設備を設計・施工すること。

なお、所要水量、水槽類仕様、ポンプ類仕様、その他機器の仕様について明記すること。

(1) 所要水量

単位：m³/d

		所要水量
受水槽	プラント用水	
	生活用水	
放流量		

1) 特記事項

- ・ 使用水量をできる限り少なくするため、支障のない限り循環利用し、水の有効利用を図ること。
- ・ 給水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量のものを使用すること。
- ・ 制御については自動交互運転、故障自動切換及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- ・ 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- ・ 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品を一式設けること。

(2) 水槽類仕様

必要となる水槽類の名称、数量、容量、構造・材質、付属品等を明記すること。

水槽類仕様（参考）

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)
生活用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
生活用水高置水槽 (必要に応じて設置)				
プラント用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
プラント用水高置水槽 (必要に応じて設置)				
機器冷却水受水槽				
機器冷却水高置水槽 (必要に応じて設置)				
再利用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
再利用水高置水槽 (必要に応じて設置)				

(3) ポンプ類仕様

必要となるポンプ類の名称、数量、容量、形式、容量、電動機、主要材質、操作方式、付属品等を明記すること。

ポンプ類仕様 (参考)

名称	数量(基)	形式	容量	電動機 (kw)	主要材質			操作 方式	備考 付属品
			吐出量(m ³ /h)× 全揚程(m)		ケーシ ング	インペ ラ	シャフ ト		
生活用水揚水 (供給)ポンプ									
プラント用水揚水 (供給)ポンプ									
機器冷却水揚水 (供給)ポンプ									
再利用水揚水 (供給)ポンプ									
消火栓ポンプ									
その他必要な ポンプ類									

4-3-7 排水設備

排水設備とは施設の運転および各設備から発生する汚水进行处理するための設備である。本施設の性能を発揮するために必要となる排水設備を設計・施工すること。

なお、水槽類仕様、ポンプ・ブロワ類仕様、薬液タンク類、薬液注入ポンプ類、その他機器の仕様について明記すること。

(1) 有機系排水スクリーン

- 1) 構造 []
- 2) 数量 [1] 式
- 3) 主要項目
 - ① 材質 [材質 、厚さ mm]

(2) 汚水受槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(3) 処理水槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(4) 汚泥槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(5) 薬品タンク

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	薬品受入方法	備考(付属品等)

(6) 汚水ポンプ類

名称	数量(基)	形式	容量		電動機(kW)	主要部材質			備考
			吐出量(m ³ /h)	全揚程(m)		ケーシング	インペラ	シャフト	

(7) 薬品注入ポンプ

名称	数量 (基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚程 (m)		ケーシ ング	イン ペラ	シャ フト	

(8) ろ過装置

名称	数量 (基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
					主要寸法	主要材質	操作方式	

(9) 汚泥処理装置

名称	数量 (基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
					主要寸法	主要材質	操作方式	

(10) 生活排水

生活排水の処理は浄化槽を設置して処理すること。

4-3-8 電気設備

電気設備とは本施設で必要となる電力の供給を行う設備である。本施設の運転に必要な全ての電気工事を行うものとし、使用する電気設備は関係法令、規格を遵守し使用条件を十分満足するよう合理的に設計、製作されたものとする。計画需要電力は、施設の各負荷設備が性状に稼働する場合の最大電力をもとにして算定すること。

なお、本施設への受電はリサイクル施設で行い、可燃ごみ中継施設、選別保管施設等へ配電すること。

(1) 電気方式

- | | | |
|-------------|----------------|-------------------------------|
| 1) 受電電圧 | 交流 3 相 3 線式 | [6.6] kV、[50] Hz、[1] 回線 |
| 2) 配電種別 | [] | |
| 3) 配電方式及び電圧 | | |
| ① 高圧配電 | 交流 3 相 3 線式 | [6.6] kV |
| ② プラント動力 | 交流 3 相 3 線式 | [440] kV |
| ③ 建築動力 | 交流 3 相 3 線式 | [210] kV |
| ④ 照明・計装 | 交流単相 3 線式 | [210/105] V |
| ⑤ 操作回路 | 交流単相 2 線式 | [100] V |
| | 直流 | [100] V |
| ⑥ 直流電源装置 | 直流 | [100] V |
| ⑦ 電子計算機電源 | 交流単相 2 線式 | [100] V |

(2) 受配変電盤設備工事

1) 構内引込用柱上開閉器

- | | |
|------|----------------|
| ① 形式 | [] |
| ② 数量 | [] 基 |
| ③ 容量 | [] kVA |

2) 高圧受電盤

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ① 形式 | [鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形(JEM 1425 CW形)] |
| ② 数量 | [1] 面 |
| ③ 主要取付機器を明記する。 | |
| ④ 特記事項 | |
- ・ 受電用遮断器は短絡電流を安全に遮断できる容量とする。
 - ・ キュービクル式遮断器の場合、300kVA (変圧器容量) 以下は電力ヒューズ方式とすることもできる。
 - ・ 受電用保護継電器は、電気設置技術基準に基づくとともに電力会社との協議によって決定すること。

3) 高圧配電盤

① 形式 [鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形(JEM 1425 CW形)]

② 数量 []

③ 主要取付機器を明記する。

④ 特記事項

- ・ 変圧器等、各高圧機器の一次側配電盤とし、各機器を確実に保護できるシステムとする。

4) 高圧変圧器

電気方式に応じ、必要な変圧器を設置する。

【プラント動力用変圧器】

① 形式 []

② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)

③ 容量 [] kVA

④ 絶縁階級 [] 種

【建築動力用変圧器】

① 形式 []

② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)

③ 容量 [] kVA

④ 絶縁階級 [] 種

【照明用変圧器】

① 形式 []

② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)

③ 容量 [] kVA

④ 絶縁階級 [] 種

5) 高圧進相コンデンサ

① コンデンサバンク数 [] 台

② コンデンサ群容量 [] kVA

③ 特記事項

- ・ コンデンサ群容量は、力率を (90~95) %程度まで改善できる容量とすること。

(3) 電力監視設備

1) 電力監視盤

① 形式 []

② 数量 [] 面

③ 構成 []

④ 主要取付機器を明記する。

受変電監視保護装置一覧表（参考）

受電保護装置		遮断器トリップ	表示	警報	伝送
過電流継電器	51				
地絡過電流継電器	51G				
自動力率調整装置	55				
地絡過電圧継電器	64V				
過電圧継電器	59				
不足電圧継電器	27				
その他必要な装置					

(4) 低圧配電設備

配電電圧や配電方式は、機器の使用目的並びに容量等を考慮して決定し、原則として電気方式に準じて計画すること。

配電システムの単純化を図り、監視のため、必要な計器類を取付ける。低圧配電盤は以下の構成とする。

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM 1265 CX形)]
- ② 数量 計 [] 面
 - 440V 用動力主幹盤 [] 面
 - 210V 用動力主幹盤 [] 面
 - 照明用単相主幹盤 [] 面
 - その他の配電盤 [] 面(各盤ごとに明記する。)
- ③ 主要取付機器を明記する。

(5) 動力設備工事

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視及び制御が確実に行えるもので、主要機器は遠隔操作方式を原則とする。(遠隔操作になじまないものは除く。)

また、必要に応じ、現場にて単独操作もできる方式とすること。
環境負荷低減のため、省配線装置の適用を考慮すること。

1) 動力制御盤

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形コントロールセンター(JEM 1195)]
- ② 数量 計 [] 面
 - 高圧動力制御盤 [] 面
 - 低圧動力制御盤 [] 面
 - その他必要なもの [] 面 (各盤ごとに明記する。)
- ③ 主要取付機器を明記する。

2) 現場制御盤

① 形式 []

② 数量 []

③ 主要取付機器 []

④ 特記事項

- ・ 本盤は、圧縮梱包機盤等、設備単位の付属制御盤などに適用する。
- ・ 計画する主要な盤名を記載すること。

3) 現場操作盤

① 形式 []

② 特記事項

- ・ 現場操作に適切なように個別又は集合して設けること。

4) 電動機

① 定格

電動機の定格電圧、定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性、施工の容易さ等を考慮して選定すること。

② 電動機の種類

電動機の種類は主としてかご形 3 相誘導電動機とし、その形式は JIS 等の適用規格に準拠し、使用場所に応じたものを選定すること。

③ 電動機の始動方式

原則として直入始動とするが、始動時における電源への影響を十分考慮して始動方法を決定すること。

5) ケーブル工事

配線の方法及び種類は、敷地条件、負荷容量及び電圧降下等を考慮して決定する。

① 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、各敷設条件に応じ適切な工事方法とすること。

② 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A 種、B 種、C 種、D 種接地工事等の設置目的に応じ、適切な接地工事を行うものとする。このほかに避雷器用及び電気通信用の接地工事などは、対象物に適合した工事を行うこと。

③ 使用ケーブル

高圧	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	6.6 kV
低圧動力用	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	600V
制御用	種類	CVV 又は EM-CEE ケーブル CVVS 又は EM-CEES ケーブル (同等品以上)
	光ケーブル	
	最高使用電圧	600V
接地回路ほか	種類	IV 電線又は EM-IE ケーブル
	最高使用電圧	600V
高温場所	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V
消防設備機器	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V

4-3-9 計装設備

計装設備とは本施設の安定かつ良好な運転を維持するとともに運転の自動化及び省力化を図るための設備である。本設備は施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置及びこれらに関する計器 (指示、記録、積算、警報等)、操作機器、ITV、操作画面の製作、据付、配管、配線等の一切を含むものとする。また、データ処理装置も含むものとする。

(1) 計画概要

本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことによりプラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的としたものとする。

本設備の中枢をなすコンピューターシステムは、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。なお、本システムの重要部分は二重化構成を採用する。

施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種起票類に出力するとともに、運営管理及び安全管理に必要な統計資料を作成する。

(2) 計装制御計画

監視項目、自動制御機能、データ処理機能は以下のとおりとする。

1) 一般項目

- ① 一部の周辺機器の故障及びオペレーターのご操作に対しても、システム全体が停止

することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フルプルーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画すること。

- ② 対環境性を十分考慮のうえ、ごみ処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずること。

2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は以下の機能を有すること。

- ① 受入供給設備の運転状態の表示・監視
- ② 選別設備、圧縮梱包設備の運転状態の表示・監視
- ③ 集じん・脱臭設備の運転状態の表示・監視
- ④ 給水設備の運転状態の表示・監視
- ⑤ 排水設備の運転状態の表示・監視
- ⑥ 電気設備の運転状態の表示・監視
- ⑦ その他運転に必要なもの

3) 自動制御機能

- ① 処理設備運転制御
自動連動起動・停止、緊急時自動停止、その他
- ② 動力機器制御
発停制御、交互運転、その他
- ③ 受配電運転制御
自動力率調整、その他
- ④ 給排水関係運転制御
水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他
- ⑤ 建築設備関係運転制御
発停制御、その他
- ⑥ その他必要なもの

4) データ処理機能

- ① ごみの搬入データ
- ② ごみ処理量データ（ごみ種別）
- ③ 運転データ
- ④ 回収、圧縮・梱包品の搬出データ
- ⑤ 受電等電力管理データ
- ⑥ 各種プロセスデータ
- ⑦ ユーティリティデータ
- ⑧ 各機器の稼働状況のデータ
- ⑨ アラーム発生記録
- ⑩ その他必要なデータ

(3) 計装機器

1) 一般計装センサー

以下の計装機能を必要な箇所に適切なスペースのものを計画すること。

- ① 重量センサー等
- ② 温度、圧力センサー等
- ③ ガス検知、火災検知等
- ④ 流量計、流速計等
- ⑤ 開度計、回転数計等
- ⑥ 電流、電圧、電力、電力量、力率等
- ⑦ 槽レベル等
- ⑧ その他必要なもの

2) ITV 装置

① カメラ設置場所

下記に示すリストを参考としてカメラ設置場所リストを作成すること。

カメラ設置場所（参考）

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考

- ・ 屋外に設置するカメラは、SUS 製ケース入りとし、内部結露防止対策を講じること。
- ・ カメラには設置環境等に応じて、防じん対策、照光装置、自動洗浄装置を施すこと。
- ・ カメラのレンズは監視対象に応じた形式とし、カメラの死角が生じない設置場所及び設置方法とすること。

- ・ カメラは自動焦点修正機能を有し、必要に応じて方向・倍率等の遠隔操作ができるものとする。

② モニタ設置場所

下記に示すリストを参考としてモニタ設置場所リストを作成すること。

モニタ設置場所 (参考)

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
運営事業者用事務室					
本町用事務室					
展示スペース					

4-3-10 雑設備

雑設備とは本施設の性能を発揮するうえで必要となるその他の設備である。

(1) 雑用空気圧縮機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - ① 吐出量 [] m³/min
 - ② 吐出圧力 [] kPa
 - ③ 空気タンク [] m³
 - ④ 所要電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 圧力制御方式 [自動アンローダ]
- 4) 主要機器
 - ① 冷却器 [1] 式
 - ② 空気タンク [1] 式
 - ③ 除湿器 [1] 式

(2) 洗車装置

本設備はごみ搬入車及び残渣運搬車等の洗浄を行なうために設置する。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - ① 同時洗車台数 [] 台
 - ② 噴射水量 [] m³/min

- ③ 噴射水圧力 [] kPa
 ④ 所要電動機 [V× P× kW]

(3) 可搬式掃除機

- 1) 形式 []
 2) 数量 [] 基

(4) 工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類

本施設の維持管理に必要な工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類を一式納入すること。また、リストを提出すること。

(5) 予備品

本施設の運転に必要な予備品を納入すること。

4-3-11 啓発設備

啓発設備とは意識啓発に必要な設備である。

(1) 説明用備品類

本施設の説明等に必要な備品類を納入すること。

(2) 説明用プラントフローシート

- 1) 形式 []
 2) 数量 [] 基
 3) 主要項目 (1 基につき)
 ① 設置場所 []
 ② 寸法 [幅 m×高 m]
 ③ 取付方法 []

(3) 説明用パンフレット

- ① 形式 []
 ② 数量 建設概要説明用 [] 部
 施設説明用 [] 部
 小学生用 [] 部 (兼用可)

(4) 説明用映写設備

- 1) 形式 []
 2) 数量 [1] 式
 3) 主要項目

① 設置場所	〔 研修室 〕
② 録画媒体	〔 DVD 或いは Blu-ray ディスク 〕
③ 録画内容	施設の内容紹介を 15 分程度にまとめたもの
④ 構成機器	高輝度形ビデオプロジェクタ 100 インチスクリーン（電動昇降式） オーバーヘッドカメラ レクチャー卓 拡声設備 自動暗幕 映像ディスク再生装置 ビデオデッキ ワイヤレスマイク及び受信設備 AV アンプ スピーカー

4-4 可燃ごみ中継施設に関する性能要件

4-4-1 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されたごみを受入れ、ごみ供給・搬出設備に供給する設備である。

以下に設置が想定される機器等に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

なお、プラットホーム、プラットホーム出入口扉はリサイクル施設との共用を可能とする。

(1) プラットホーム

1) 形式 [屋内式]

2) 構造 []

3) 主要項目

① 幅員（有効） [] m

② 床仕上げ []

4) 特記事項

- ・ 事業系ごみ（許可収集車両）の展開検査スペースを確保し、検査後のごみを速やかに受入ホップ等へ投入することができるものとする。
- ・ 構内の車両動線は可能な限り一方通行とすること。
- ・ 車両は極力交差しないよう安全かつ円滑に通行できること。
- ・ プラットホームは車両の切り返しを含めた安全性、利便性確保の為、十分な有効幅を確保すること。
- ・ 搬入車両が余裕を持ってごみ投入できる広さとする。
- ・ プラットホーム床面はスリップ防止に配慮した仕上げとすること。
- ・ プラットホーム内には、散水栓、手洗い栓を設けるとともに、床面に排水用の勾配及び排水側溝等を設けること。

(2) プラットホーム出入口扉

1) 形式 []

2) 数量 [] 基

3) 主要項目（1基につき）

① 扉寸法 [幅 m×高さ m]

② 材質 []

③ 駆動方式 []

④ 操作方式 [自動・現場手動]

⑤ 車両検知方式 []

⑥ 開閉時間 [8秒] 以内

4) 付属機器 [エアカーテン]

5) 特記事項

- ・ プラットホーム出入口扉は車両通行時以外常時閉とし、エアカーテン等を設け、プラットホーム内の臭気の漏洩を防止すること。
- ・ プラットホーム出入口扉には進入退出口表示を設ける。

(3) 受入ホッパ

1) 形式 [鋼板製溶接構造]

2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

① 容量 [] m³ 以上

② 主要寸法 [幅 mm×奥行 mm×深さ mm]

開口部 [幅 mm×奥行 mm]

③ 主要部材質 []

4) 付属機器 必要な付属品 一式

5) 特記事項

- ・ 本装置は、ごみ収集車が運搬してきた可燃ごみを受け入れ、一時貯留するためのものであり、ごみ投入時の衝撃に耐える構造とする。
- ・ ホッパの受け入れ開口は、ごみ収集車が投入できる広さとし、ごみ収集車からの直接投入が可能な構造とすること。
- ・ 投入面は、プラットホームと同レベルとすること。
- ・ ブリッジの発生を防止するため、ホッパの奥行寸法をごみ供給装置の幅寸法以上確保すること。

(4) ごみ供給・搬送装置

1) 形式 []

2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

① 能力 [] t/h

② 主要寸法 [幅 mm×長さ mm]

[]

③ 主要部材質 []

4) 付属機器 必要な付属品 一式

5) 特記事項

- ・ 本装置は、受入ホッパに貯留された可燃ごみを、積替・搬出設備へ供給するためのものであり、ごみ投入時の衝撃に耐える構造とする。
- ・ 可燃ごみを円滑に供給できる構造とすること。

4-4-2 積替・搬出設備

積替・搬出設備は、搬入されたごみを、搬出車へ積替えを行うための設備である。

以下に設置が想定される機器等に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

(1) 圧縮設備

圧縮設備においては、形式・数量、容量、能力等を記載すること。

1) 特記事項

- ・ 本装置は、ごみ供給・搬送装置により供給された可燃ごみを貯留し、搬出車へ積替えを行うものであり、振動が少なくごみが容易に飛散しないような構造とすること。
- ・ 積替え作業において、設備保全、労働安全に十分な対策を行い、搬出車が用意に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講ずるものとする。
- ・ 臭気や汚水の漏洩に配慮した構造とする。

4-4-3 集じん・脱臭設備

集じん・脱臭設備とはごみの搬入、供給、選別、圧縮梱包及び搬出時に発生する粉じん及び悪臭の拡散を防止する機能である。以下に設置が想定される機器に関する性能要件を示すが、工事請負事業者は、以下に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工すること。

なお、集じん・脱臭設備はリサイクル施設との共用を認めるものとするが、施設ごとの機器・機能区分、設備費および維持管理費の区分を明確にすること。

(1) サイクロン

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② サイクロン径 [] $\text{mm } \phi$
 - ③ 圧力損失 [] Pa
 - ④ 粉じん排出方式 []
 - ⑤ 電動機 [V × P × kW]

- ⑥ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
- ⑦ 材質 [材質 、 厚さ mm] 以上

4) 特記事項

- ・ 補修した粉じんは自動で排出・移送する機能を有すること。
- ・ ビニール袋等により閉塞しない対策を施すこと。

(2) バグフィルター

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m³/min
 - ② 出口粉じん濃度 [] g/Nm³以下
 - ③ 寸法 [mm× mm× mm]
 - ④ ろ布材質 []
 - ⑤ ろ布面積 [] m²
 - ⑥ 圧力損失 [] Pa
 - ⑦ 逆洗方式 []
 - ⑧ 粉じん排出方式 []
 - ⑨ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑩ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑪ 材質 [材質 、 厚さ mm] 以上
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

- ・ 補修した粉じんは自動で排出・移送する機能を有すること。

(3) 集じん物搬送コンベヤ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [幅 mm×長さ mm]
 - ③ 速度 [] m/min
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質
 フレーム []
 ベルト []

4) 特記事項

- ・ 搬送中粉じんのこぼれ及び飛散が生じない構造とすること。

(4) 排風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 風量 [] m^3/min
 - ② 風圧 [] Pa
 - ③ 回転数 [] min^{-1}
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []
- 4) 付属機器 [排気サイレンサ、ダンパ]
- 5) 特記事項

- ・ 十分な防音・防振対策を施すこと。
- ・ 必要圧力損失に対して十分な余裕を見込むこと。

(5) 脱臭装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② 出口臭気 臭気指数又は臭気排出強度に適合すること。
 - ③ 圧力損失 [] Pa
 - ④ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑤ 主要部材質 [材質 、 厚さ mm] 以上
 - ⑥ 脱臭対象箇所 []
- 4) 付属品 []
- 5) 特記事項

- ・ 活性炭等は容易に取り出しやすい構造とすること。

(6) 脱臭用排風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 風量 [] m^3/min
 - ② 風圧 [] Pa
 - ③ 回転数 [] min^{-1}
 - ④ 電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []

4) 付属機器 [排気サイレンサ、ダンパ]

(7) ダクト類

1) 形式 [鋼板製、亜鉛スパイラルダクト製]

2) 数量 [] 式

3) 主要項目

① 主要部材質 [材質 、厚さ mm] 以上

4) 特記事項

- ・ 排気先は美観に配慮した位置とすること。
- ・ 粉じん等による磨耗が懸念される部分には対策を行うこと。

4-4-4 給水設備

給水設備とは各設備等へ給水を行うための設備である。本施設の性能を発揮するために必要となる給水設備を設計・施工すること。

また、給水設備はリサイクル施設との共用を認めるものとするが、施設ごとの機器・機能区分、設備費および維持管理費の区分を明確にすること。

なお、所要水量、水槽類仕様、ポンプ類仕様、その他機器の仕様について明記すること。

(1) 所要水量

単位：m³/d

		所要水量
受水槽	プラント用水	
	生活用水	
放流量		

1) 特記事項

- ・ 使用水量をできる限り少なくするため、支障のない限り循環利用し、水の有効利用を図ること。
- ・ 給水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量のものを使用すること。
- ・ 制御については自動交互運転、故障自動切換及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- ・ 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- ・ 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品を一式設けること。

(2) 水槽類仕様

必要となる水槽類の名称、数量、容量、構造・材質、付属品等を明記すること。

水槽類仕様（参考）

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)
生活用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
生活用水高置水槽 (必要に応じて設置)				
プラント用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
プラント用水高置水槽 (必要に応じて設置)				
機器冷却水受水槽				
機器冷却水高置水槽 (必要に応じて設置)				
再利用水受水槽		平均使用量の〔 〕 時間分以上		
再利用水高置水槽 (必要に応じて設置)				

(3) ポンプ類仕様

必要となるポンプ類の名称、数量、容量、形式、容量、電動機、主要材質、操作方式、付属品等を明記すること。

ポンプ類仕様（参考）

名称	数量(基)	形式	容量	電動機 (kw)	主要材質			操作 方式	備考 付属品
			吐出量(m ³ /h)× 全揚程(m)		ケーシ ング	インペ ラ	シャフ ト		
生活用水揚水 (供給)ポンプ	2基								
プラント用水揚水 (供給)ポンプ	2基								
機器冷却水揚水 (供給)ポンプ	2基								
再利用水揚水 (供給)ポンプ	2基								
消火栓ポンプ									
その他必要な ポンプ類									

4-4-5 排水設備

排水設備とは施設の運転および各設備から発生する汚水を処理するための設備である。本施設の性能を発揮するために必要となる排水設備を設計・施工すること。

また、排水設備はリサイクル施設との共用を認めるものとするが、施設ごとの機器・機能区分、設備費および維持管理費の区分を明確にすること。

なお、水槽類仕様、ポンプ・ブロワ類仕様、薬液タンク類、薬液注入ポンプ類、その他機器の仕様について明記すること。

(1) 有機系排水スクリーン

- 1) 構造 []
- 2) 数量 [1] 式
- 3) 主要項目
 - ① 材質 [材質 、厚さ mm]

(2) 汚水受槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(3) 処理水槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(4) 汚泥槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

(5) 薬品タンク

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	薬品受入方法	備考(付属品等)

(6) 汚水ポンプ類

名称	数量(基)	形式	容量		電動機(kW)	主要部材質			備考
			吐出量(m ³ /h)	全揚程(m)		ケーシング	インペラ	シャフト	

(7) 薬品注入ポンプ

名称	数量 (基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚程 (m)		ケーシ ング	イン ペラ	シャ フト	

(8) ろ過装置

名称	数量 (基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
					主要寸法	主要材質	操作方式	

(9) 汚泥処理装置

名称	数量 (基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要部材質			備考(付 属品等)
					主要寸法	主要材質	操作方式	

(10) 生活排水

生活排水の処理は浄化槽を設置して処理すること。

4-4-6 電気設備

可燃ごみ中継施設に係る電気設備は、リサイクル施設で受電および配電された以降の設備を対象とし、可燃ごみ中継施設および選別保管施設で必要となる電力の供給を行う設備である。

選別保管施設への配電は、可燃ごみ中継施設を経由して行うことを基本とし、可燃ごみ中継施設および選別保管施設の運転に必要な全ての電気工事を行うものとする。使用する電気設備は関係法令、規格を遵守し使用条件を十分満足するよう合理的に設計、製作されたものとする。計画需要電力は、施設の各負荷設備が性状に稼働する場合の最大電力をもとにして算定すること。

なお、電気設備はリサイクル施設との共用を認めるものとするが、施設ごとの機器・機能区分、設備費および維持管理費の区分を明確にすること。

(1) 電気方式

- | | |
|-------------|---|
| 1) 受電電圧 | 交流 3 相 3 線式 [6.6] kV、[50] Hz、[1] 回線 |
| 2) 配電種別 | [] |
| 3) 配電方式及び電圧 | |
| ① 高圧配電 | 交流 3 相 3 線式 [6.6] kV |
| ② プラント動力 | 交流 3 相 3 線式 [440] kV |
| ③ 建築動力 | 交流 3 相 3 線式 [210] kV |
| ④ 照明・計装 | 交流単相 3 線式 [210/105] V |
| ⑤ 操作回路 | 交流単相 2 線式 [100] V |
| | 直流 [100] V |
| ⑥ 直流電源装置 | 直流 [100] V |
| ⑦ 電子計算機電源 | 交流単相 2 線式 [100] V |

(2) 受配変電盤設備工事

1) 高圧受電盤

- ① 形式 [鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形(JEM 1425 CW形)]
- ② 数量 [1] 面
- ③ 主要取付機器を明記する。
- ④ 特記事項
 - ・ 受電用遮断器は短絡電流を安全に遮断できる容量とする。
 - ・ キュービクル式遮断器の場合、300kVA (変圧器容量) 以下は電力ヒューズ方式とすることもできる。
 - ・ 受電用保護継電器は、電気設置技術基準に基づくとともに電力会社との協議によって決定すること。

2) 高圧配電盤

- ① 形式 [鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形(JEM 1425 CW形)]
- ② 数量 []
- ③ 主要取付機器を明記する。
- ④ 特記事項
 - ・ 変圧器等、各高圧機器の一次側配電盤とし、各機器を確実に保護できるシステムとする。

3) 高圧変圧器

電気方式に応じ、必要な変圧器を設置する。

【プラント動力用変圧器】

- ① 形式 []
- ② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)
- ③ 容量 [] kVA
- ④ 絶縁階級 [] 種

【建築動力用変圧器】

- ① 形式 []
- ② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)
- ③ 容量 [] kVA
- ④ 絶縁階級 [] 種

【照明用変圧器】

- ① 形式 []
- ② 電圧 [] kV/ [] V (3 相 3 線)
- ③ 容量 [] kVA
- ④ 絶縁階級 [] 種

4) 高圧進相コンデンサ

- ① コンデンサバンク数 [] 台
- ② コンデンサ群容量 [] kVA
- ③ 特記事項
 - ・ コンデンサ群容量は、力率を (90~95) %程度まで改善できる容量とすること。

(3) 低圧配電設備

配電電圧や配電方式は、機器の使用目的並びに容量等を考慮して決定し、原則として電気方式に準じて計画すること。

配電システムの単純化を図り、監視のため、必要な計器類を取付ける。低圧配電盤は以下の構成とする。

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM 1265 CX形)]

- ② 数量 計 [] 面
 440V 用動力主幹盤 [] 面
 210V 用動力主幹盤 [] 面
 照明用単相主幹盤 [] 面
 その他の配電盤 [] 面(各盤ごとに明記する。)
- ③ 主要取付機器を明記する。

(4) 動力設備工事

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視及び制御が確実に行えるもので、主要機器は遠隔操作方式を原則とする。(遠隔操作になじまないものは除く。)

また、必要に応じ、現場にて単独操作もできる方式とすること。
 環境負荷低減のため、省配線装置の適用を考慮すること。

1) 動力制御盤

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形コントロールセンター(JEM 1195)]
- ② 数量 計 [] 面
 高圧動力制御盤 [] 面
 低圧動力制御盤 [] 面
 その他必要なもの [] 面 (各盤ごとに明記する。)
- ③ 主要取付機器を明記する。

2) 現場制御盤

- ① 形式 []
- ② 数量 []
- ③ 主要取付機器 []
- ④ 特記事項
- ・ 本盤は、圧縮設備等の設備単位の付属制御盤などに適用する。
 - ・ 計画する主要な盤名を記載すること。

3) 現場操作盤

- ① 形式 []
- ② 特記事項
- ・ 現場操作に適切なように個別又は集合して設けること。

4) 電動機

- ① 定格
- 電動機の定格電圧、定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性、施工の容易さ等を考慮して選定すること。

② 電動機の種類

電動機の種類は主としてかご形 3 相誘導電動機とし、その形式は JIS 等の適用規格に準拠し、使用場所に応じたものを選定すること。

③ 電動機の始動方式

原則として直入始動とするが、始動時における電源への影響を十分考慮して始動方法を決定すること。

5) ケーブル工事

配線の方法及び種類は、敷地条件、負荷容量及び電圧降下等を考慮して決定する。

① 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、各敷設条件に応じ適切な工事方法とすること。

② 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A 種、B 種、C 種、D 種接地工事等の設置目的に応じ、適切な接地工事を行うものとする。このほかに避雷器用及び電気通信用の接地工事などは、対象物に適合した工事を行うこと。

③ 使用ケーブル

高圧	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	6.6 kV
低圧動力用	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	600V
制御用	種類	CVV 又は EM-CEE ケーブル CVVS 又は EM-CEES ケーブル (同等品以上)
	光ケーブル	
	最高使用電圧	600V
接地回路ほか	種類	IV 電線又は EM-IE ケーブル
	最高使用電圧	600V
高温場所	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V
消防設備機器	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V

(5) 非常用発電装置

受電系統の事故等による停電時において、保安用として、施設の安全を確保できる容量を持つ非常用電源設備を設けること。

非常用負荷として、火災等が発生した場合でも安全を確保するための設備、プラットホーム出入口扉を含む脱臭機能を確保するための設備分の容量を見込むこと。

1) 原動機

本装置は、受配電設備の操作電源、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置の電源として設置する。

- ① 形式 []
- ② 数量 [1] 基
- ③ 主要項目
 - 出力 [] PS
 - 燃料 []
 - 起動 []
 - 冷却方式 []

2) 発電機

- ① 形式 []
- ② 数量 [1] 基
- ③ 主要項目
 - 容量 [] kVA
 - 電圧 [] V
 - 力率 [] %
 - 回転数 [] min⁻¹
- ④ 特記事項

- ・ 非常用負荷内訳を明記すること。

(6) 無停電電源装置

本装置は、直流電源装置と交流電源装置からなり全停電の際、10分以上は供給できる容量とする。なお、各盤個別に設けている場合はこの限りでない。

1) 直流電源装置

本装置は、受配電設備の操作電源、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置の電源として設置する。

- ① 形式 []
- ② 数量 [] 面
- ③ 主要項目
 - 充電器形式 [トランジスタ式、サイリスタ式]
 - 入力 AC3 相 [] V、[] Hz
 - 出力 DC [] V、[] A

- ④ 蓄電池
- 形式 []
- 容量 [] AH (1 時間率)
- 数量 [] セル
- 定格電圧 [] V
- ⑤ 放電電圧 [] V
- ⑥ 放電時間 [] 分

2) 交流無停電電源装置

本装置は、受変電設備の操作電源、電子計算機、計装機器等の交流無停電電源として設置する。

① 形式

電圧 1 次 DC [100] V

2 次 AC [100] V、 [] Hz

出力 [] kVA

② 特記事項

- ・ 無停電電源予定負荷内訳を明記する。

4-4-7 計装設備

計装設備とは可燃ごみ中継施設の安定かつ良好な運転を維持するとともに運転の自動化及び省力化を図るための設備である。本設備は可燃ごみ中継施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置及びこれらに関する計器（指示、記録、積算、警報等）、操作機器、ITV、操作画面の製作、据付、配管、配線等の一切を含むものとする。また、データ処理装置も含むものとする。

なお、計装設備はリサイクル施設との共用を認めるものとするが、施設ごとの機器・機能区分、設備費および維持管理費の区分を明確にすること。

(1) 計画概要

本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことによりプラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的としたものとする。

本設備の中枢をなすコンピューターシステムは、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。なお、本システムの重要部分は二重化構成を採用する。

施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種起票類に出力するとともに、運営管理及び保安全管理に必要な統計資料を作成する。

(2) 計装制御計画

監視項目、自動制御機能、データ処理機能は以下のとおりとする。

1) 一般項目

- ① 一部の周辺機器の故障及びオペレーターのご操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フルプルーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画すること。
- ② 対環境性を十分考慮のうえ、ごみ処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずること。

2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は以下の機能を有すること。

- ① 受入供給設備の運転状態の表示・監視
- ② 選別設備、圧縮梱包設備の運転状態の表示・監視
- ③ 集じん・脱臭設備の運転状態の表示・監視
- ④ 給水設備の運転状態の表示・監視
- ⑤ 排水設備の運転状態の表示・監視
- ⑥ 電気設備の運転状態の表示・監視
- ⑦ その他運転に必要なもの

3) 自動制御機能

- ① 処理設備運転制御
自動連動起動・停止、緊急時自動停止、その他
- ② 動力機器制御
発停制御、交互運転、その他
- ③ 受配電運転制御
自動力率調整、その他
- ④ 給排水関係運転制御
水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他
- ⑤ 建築設備関係運転制御
発停制御、その他
- ⑥ その他必要なもの

4) データ処理機能

- ① ごみの搬入データ
- ② ごみ処理量データ（ごみ種別）
- ③ 運転データ
- ④ 回収、圧縮・梱包品の搬出データ
- ⑤ 受電等電力管理データ
- ⑥ 各種プロセスデータ
- ⑦ ユーティリティデータ
- ⑧ 各機器の稼働状況のデータ
- ⑨ アラーム発生記録
- ⑩ その他必要なデータ

(3) 計装機器

1) 一般計装センサー

以下の計装機能を必要な箇所に適切なスペースのものを計画すること。

- ① 重量センサー等
- ② 温度、圧力センサー等
- ③ ガス検知、火災検知等
- ④ 流量計、流速計等
- ⑤ 開度計、回転数計等
- ⑥ 電流、電圧、電力、電力量、力率等
- ⑦ 槽レベル等
- ⑧ その他必要なもの

2) ITV 装置

① カメラ設置場所

下記に示すリストを参考としてカメラ設置場所リストを作成すること。

カメラ設置場所（参考）

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考

- ・ 屋外に設置するカメラは、SUS 製ケース入りとし、内部結露防止対策を講じること。
- ・ カメラには設置環境等に応じて、防じん対策、照光装置、自動洗浄装置を施すこと。

- ・ カメラのレンズは監視対象に応じた形式とし、カメラの死角が生じない設置場所及び設置方法とすること。
- ・ カメラは自動焦点修正機能を有し、必要に応じて方向・倍率等の遠隔操作ができるものとする。

② モニタ設置場所

下記に示すリストを参考としてモニタ設置場所リストを作成すること。

モニタ設置場所（参考）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
運営事業者用事務室					
本町用事務室					
展示スペース					

4-4-8 雑設備

(1) 雑用空気圧縮機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - ① 吐出量 [] m^3/min
 - ② 吐出圧力 [] kPa
 - ③ 空気タンク [] m^3
 - ④ 所要電動機 [V× P× kW]
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動・現場手動]
 - ⑥ 圧力制御方式 [自動アンローダ]
- 4) 主要機器
 - ① 冷却器 [1] 式
 - ② 空気タンク [1] 式
 - ③ 除湿器 [1] 式

(2) 洗車装置

本設備はごみ搬入車、堆肥化物搬出車及び残さ搬出車等の洗浄を行なうために設置する。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - ① 同時洗車台数 [] 台
 - ② 噴射水量 [] m^3/min
 - ③ 噴射水圧力 [] kPa
 - ④ 所要電動機 [V× P× kW]

(3) 可搬式掃除機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基

(4) 工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類

本施設の維持管理に必要な工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類を一式納入すること。また、リストを提出すること。

(5) 予備品

本施設の運転に必要な予備品を納入すること。

4-5 選別保管施設に関する性能要件

4-5-1 選別保管対象物・保管容量

選別保管対象物と保管容量は以下に示すものとする。選別保管施設では、リサイクル施設や可燃ごみ中継施設の処理対象物のうちの直接持込分のほか、平塚市リサイクルプラザ、平塚市粗大ごみ破碎処理施設、（仮称）二宮町剪定枝資源化施設、資源化事業者や民間処理業者へ搬出する品目について選別・保管するものとする。

選別保管対象物		保管容量（保管規模）	保管容量の目安
・容器包装プラスチック		提案による	0.5m ³ /日程度
・ペットボトル		提案による	0.3m ³ /日程度
・可燃ごみ		提案による	5.2m ³ /日程度
・古紙・古布	新聞	提案による	3m ³ /日程度
	雑誌・チラシ等	提案による	
	ダンボール	提案による	
	牛乳パック	提案による	
	古布	提案による	2m ³ /日程度
・剪定枝		提案による	1.5m ³ /日程度
・ビン	割れたビン	提案による	0.1m ³ /日程度
	成型ビン	提案による	0.1m ³ /日程度
	生きビン	提案による	1m ³ /日程度
・廃食用油		提案による	2m ³ 程度の専用容器を設置 (3m×3m)
・空き缶類	飲料缶	提案による	0.2m ³ /日程度
	スプレー缶	提案による	0.1m ³ /日程度
・不燃ごみ	不燃ごみ	提案による	11.5m ³ /日程度
	小型家電	提案による	5m ³ 程度
	蛍光管（直管）	提案による	2m ³ 容器×2個分/年程度
	蛍光管（サークル管）	提案による	2m ³ 容器×2個分/年程度
	蛍光管（その他）	提案による	2m ³ 容器×2個分/年程度
・金属類	鉄千地	提案による	6m ³ /日程度
	有用金属 (銅、ステンレス、アルミ)	提案による	1m ³ /年程度
・有害ごみ	廃乾電池	ドラム缶 35 本程度の 保管容量を確保 (2 段積み可)	—
	廃ライター	ドラム缶 10 本程度の 保管容量を確保	—
	廃体温計	ペール缶 1 本程度の 保管容量を確保程度	—
・粗大ごみ	布団、ゴザ、じゅうたん、マツ トレス等	提案による	2m ³ /日程度
	畳	提案による	畳 100 枚/年程度 搬出 1 回につき 20 枚搬出 (4m ² 程度の面積（目安）)
	スプリングマットレス	提案による	搬出 1 回につき 3 枚まで 3 枚以上の保管容量

	ダンス、椅子、机、ソファ等	提案による	5m ³ /日程度
	家電4品目	16m ² 以上	—
・その他	火事ごみ	25m ³ 以上の保管容量を確保	—
	処理困難物	25m ³ 以上の保管容量を確保	—

4-5-2 保管形態・保管容量（保管規模）

選別保管対象物の保管形態は、ヤード囲い込み方式、または、コンテナ方式とし、ヤードは重機等による積み込み作業に配慮して床の磨耗対策、壁の損傷対策を行い、必要な強度を確保すること。

保管容量（保管規模）の設定においては、表 1-3 処理量および保管容量の目安、表 1-4 廃棄物搬出入条件の搬出車両を考慮して、搬出頻度を踏まえた適正な保管容量（保管規模）を確保すること。

また、各種ヤード等への投入方法は提案によるものとするが、保管物および荷降し作業・選別作業が降雨の影響を受けないように配慮すること。

なお、保管形態をコンテナ方式とする場合は、コンテナへの投入作業が円滑に行えるよう投入作業架台を備え、飛散防止や排水対策を講じること。

4-5-3 搬出頻度

搬出頻度は、提案に委ねるものとするが、外部資源化等が本町の所掌となる品目については、以下に示す搬出頻度として計画すること。

搬出頻度

品目		搬出先	搬出頻度
容器包装プラスチック圧縮梱包品※		容器包装リサイクル協会	10t 車 1 台分の量が確保された時点において搬出
ペットボトル圧縮梱包品※		容器包装リサイクル協会	10t 車 1 台分の量が確保された時点において搬出
有害ごみ	廃乾電池	外部資源化	1 回/年
	廃ライター	外部資源化	1 回/年
	廃体温計	外部資源化	1 回/年
家電4品目		外部処理	1 回/年
その他		外部処理	適宜

※選別保管施設から搬出する品目ではなく、リサイクル施設からの搬出となる。

4-6 情報発信機能

4-6-1 見学・表示・展示機能

見学・表示・展示機能とは見学者や一般住民に対して情報発信を行う機能である。見学・表示・展示機能に係る要件は以下のとおりとする。

- ・ 見学者の見学ルートにおいては、見学者が安全・快適に見学できるようユニバーサルデザイン等に配慮すること。
- ・ 施設内の見学者通路は、運転員動線と分離されたものとする。
- ・ 見学者用として、エレベータ、トイレ等の設備を設けること。
- ・ プラットホーム、ごみ受入ヤード、手選別状況、圧縮梱包状況、積替え状況等を見学できるようにすること。なお、モニタによることも可とする。
- ・ 見学者通路はできる限り一方通行とし、対面通行となる場合は、2グループがすれ違えるよう十分な通路幅を確保すること。
- ・ 動線上には見学者説明装置、案内設備を設けることとし分かりやすい案内表示とする。
- ・ 表示内容等については、本町との協議により定める。
- ・ 太陽光発電設備については、発電量掲示板を設けるとともに、少なくとも一部のパネルは見学者が視認できる位置に設置すること。

5 施設の引渡しに関する要件

5-1 試運転

5-1-1 試運転

- ・ 工事完了後、工期内に試運転を行うこと。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験、性能試験結果確認等を含めて30日間以上とする。
- ・ 試運転は、受注者が発注者とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、工事請負事業者において運転を行うこと。
- ・ 試運転の実施において支障が生じた場合は、本町が現場の状況を判断し指示する。
- ・ 工事請負事業者は試運転期間中の運転記録を作成し、提出すること。
- ・ この期間に行われる調整及び点検には、本町の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本町に報告すること。
- ・ 補修に際しては、工事請負事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本町の承諾を得るものとする。
- ・ 可燃ごみ中継施設については、工事竣工から供用開始までの期間においても運転を行い、平塚市環境事業センターへの搬出を継続して行うこと。

5-1-2 試運転期間中の環境対策

- ・ 試運転期間中（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）においても、環境に過大な影響を与えないよう、十分配慮すること。

5-1-3 教育訓練

- ・ 工事請負事業者は、本施設の運營業務の従事職員に対し、操業に必要な設備機器の運転、管理及び取扱いについて、事前に本町に提出・確認を得た教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、試運転期間中に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行うこと。

5-1-4 試運転期間中の費用負担

- ・ 本町は、試運転に必要な処理対象物の搬入のみを行う。それ以外の運転（計量業務も含む）、資源物等の資源化及び適正処分に係る費用は全て民間事業者の負担とする。
- ・ 売却による利益が生じた場合には、民間事業者に帰属するものとする。

5-2 性能試験項目

引渡性能試験における試験項目と方法を示す。予備性能試験における試験項目と方法は、引渡性能試験に準じる。

性能試験の項目と方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ処理能力	要求水準書に示すごみ質において、各処理機能ごと指定した処理能力を有すること。	(1) ごみ質 単位体積重量の確認を行う。実際のごみ質が計画ごみと大幅に異なる場合はごみ質を調整する。 (2) 運転時間 原則として5時間とする。ただし、ごみ量が確保できない場合は5時間換算により処理能力を評価する。 (3) ごみ量 計量機の計測データとする。 (4) 測定回数 各処理施設1回×1日とする。	計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。
2	選別基準	容器包装リサイクル協会 引取品質ガイドラインに規定の形状・品質 (Aランク)	(1) 採取場所 貯留ヤード (2) 測定回数 各2回×1日 (3) 測定方法 成型品形状を測定、品質の確認	—
3	排気出口粉じん濃度	公害防止基準による	(1) 測定場所 集じん器出口または排気口 (2) 測定回数 1回 (3) 測定方法は本町の承諾を得ること。	—
4	作業環境中粉じん濃度	公害防止基準による	(1) 測定場所 プラットホーム等、人が常時作業する箇所 (2) 測定回数 1回/箇所 (3) 測定方法は本町の承諾を得ること。	—
5	騒音	公害防止基準による	(1) 測定場所 本町の指定する場所 (2) 測定回数 各1回 (3) 測定方法は「騒音規制法」による。	定常運転時とする。
6	振動	公害防止基準による	(1) 測定場所 本町の指定する場所 (2) 測定回数 各1回 (3) 測定方法は「振動規制法」による。	定常運転時とする。
7	悪臭	公害防止基準による	(1) 測定場所 本町の指定する場所 (2) 測定回数 各1回 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。	定常運転時とする。
8	排水	公害防止基準による	(1) 測定場所 本町の指定する場所 (2) 測定回数 各1回 (3) 測定方法は「水質汚濁防止」等による。	定常運転時とする。
9	緊急作動試験	機器の故障など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する。	測定方法は本町の承諾を得ること。	—

5-3 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、工事請負事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本町に提出すること。予備性能試験期間は、各施設において1日以上とする。

予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

ただし、性能が発揮されない場合は、工事請負事業者の責任において対策を施し引き続き試験を実施すること。

5-3-1 予備性能試験の条件

- ・ 本施設について、本町が立ち会ったうえで性能保証事項について予備性能試験を実施する。
- ・ 試験時におけるごみ質が、計画ごみ質を逸脱することが想定される場合は、補正等を行うものとするが、事前に本町と十分な協議を行うこと。
- ・ 性能保証事項等の計測分析の依頼先は、本町が認める計量証明機関とすること。
- ・ 予備性能試験の結果、所定の性能を達成することができなかった場合、工事請負事業者が自らの費用負担で必要な改造、調整を行い、当該未達項目について、原則として改めて本町又は本町の指定する代理人の立会いのもと、再度試験を実施すること。

5-4 引渡性能試験

工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。本施設の引渡性能試験期間は1日以上とする。引渡性能試験は、本町の立会のもとに性能保証事項について実施すること。

5-4-1 引渡性能試験の条件

- ・ 本施設について、本町が立ち会ったうえで性能保証事項について引渡性能試験を実施する。
- ・ 試験時におけるごみ質が、計画ごみ質を逸脱することが想定される場合は、補正等を行うものとするが、事前に本町と十分な協議を行うこと。
- ・ 引渡性能試験の試験期間は1日以上とすること。
- ・ 性能保証事項等の計測分析の依頼先は、本町が認める計量証明機関とすること。
- ・ 一項目であっても所定の性能を達成することができなかった場合、工事請負事業者が自らの費用負担で必要な改造、調整を行い、改めて本町の立会のもと、再度引渡性能試験を実施すること。

5-5 性能試験等に係る費用

- ・ 予備性能試験、引渡性能試験に必要な費用については全て工事請負事業者負担とする。

5-6 引渡し

- ・ 工事竣工とは、要求水準書に示す全ての建設工事が完了したことを指す。
- ・ 工事竣工後、契約書に規定する完了検査を受け、検査に合格した時点で引渡しを行うこと。
- ・ 可燃ごみ中継施設については、工事竣工から供用開始までの期間においても運転を行うこと。

5-7 性能保証

5-7-1 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て工事請負事業者の責任により発揮させなければならない。また、工事請負事業者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本町の指示に従い、工事請負事業者の負担で施工すること。

5-7-2 性能保証事項

(1) 処理能力・環境等に関する事項

- ・ 「5-2 性能試験項目」に示す項目での保証値を満足すること。

(2) その他

- ・ 上記に定めるものの他、要求水準書に記載された技術要件を全て満たしていること。

5-7-3 保証期間

- ・ 機械設備の性能保証期間は、引渡し後3年間とする。
- ・ 建築の防水・防食工事については、以下のとおりとする。
 - アスファルト防水 10年
 - 高分子ルーフィング防水 10年
 - 塗膜防水 5年
 - モルタル防水 5年
 - 躯体防水 5年
 - 仕上塗材吹き付け 5年
 - シーリング材 5年
 - 水槽類の防食槽 5年

5-7-4 その他

- ・ 保証期間中に生じた全ての破損及び故障等は、工事請負事業者の負担により速やかに補修、改造、又は取替えを行わなければならない。この場合、技術者の派遣等も工事請負事業者の負担とし、本町に納付した予備品、消耗品、材料等を応急的に使用したときは、速やかに補充しておかなければならない。
- ・ 保証期間中において、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、本町が指定する時期に、工事請負事業者の負担において性能確認試験を行うこととし、性能確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、工事請負事業者の責任において速やかに改善すること。
- ・ 重大な事故が発生した場合、事故原因究明のために両者協議のうえ、各種試験等を行うこととし、これに係る測定計器等の資材、技術者派遣費等の経費、その他試験に要するものは保証期間中に関しては全て工事請負事業者の負担で行うこと。

5-8 瑕疵担保

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、工事請負事業者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行うこと。

工事請負事業者は施工の瑕疵に加えて設計の瑕疵についても担保する責任を負うものとする。

瑕疵の改善等に関しては、瑕疵担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、発注者は工事請負事業者に対し瑕疵改善を要求できるものとする。

瑕疵の有無については、適時瑕疵検査を行いその結果を基に判定するものとする。

5-8-1 設計の瑕疵担保

- ・ 工事請負事業者は、本施設の実施設設計を行い、本施設の引渡し後 10 年間に於いて、係る設計の瑕疵について全ての責任を負うこととし、実施設計図書について、本町がこれらを確認したことをもって工事請負事業者の設計の瑕疵に係る責任を回避し得ないものとする。
- ・ 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、工事請負事業者が性能試験要領書を作成し、第三者機関によって性能試験要領書に基づいて性能及び機能の確認試験を、工事請負事業者の負担において行うこと。
- ・ 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、工事請負事業者の責任において速やかに改善すること。
- ・ 瑕疵判定の基準は、設計性能との明らかな差異が認められた場合、構造上・施工上の欠陥が発見された場合、外観上摩耗、変形、漏れ、亀裂、剥離、脱落等が認められた場合、運転に支障を来す事態が発生した場合及び主要装置の耐用が著しく短い場合を基本として行うこと。
- ・ 瑕疵が発生した部材及び装置類については、設計の見直しも含めて再検討を行い、本町と協議のうえ改造その他の必要な措置を講ずること。

5-8-2 施工の瑕疵担保

- ・ 瑕疵担保期間は、引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、その瑕疵が工事請負事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、瑕疵担保期間は10年とする。
 - 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。） 2年
 - 機械設備工事 3年

5-8-3 瑕疵の判定・補修に要する経費

- ・ 瑕疵判定に要する経費、瑕疵担保期間中に生じた瑕疵の補修に要する経費は、工事請負事業者の負担とする。

6 運營業務に関する要件

6-1 基本的な要件

施設の運營業務に当たり、最低限以下に示す要件を満たすとともに、各種関係法令等を遵守し、適正な運営上の管理を行うこと。

なお、運營業務に係る費用についても、各施設に応じた区分を明確にすること。

6-1-1 事業実施計画書の作成

- ・ 運営事業者は、運営期間全体の事業実施計画書及び次年度の年度実施計画書を、初年度の運営開始1か月前までに完成させ、本町に提出すること。
- ・ 作成に当たっては、本町と十分に協議を行うこと。次年度以降は年度実施計画書を前年度の10月末までに提出すること。
- ・ 事業実施計画書及び年度実施計画書の内容は原則として表6-1のとおりとするが、本町と協議のうえで決定すること。
- ・ 運営体制については、緊急時の連絡体制を含むものとし、周辺地域や周辺施設との連絡方法等は本町と協議すること。

表 6-1 事業実施計画書及び年度実施計画書の内容（例）

	事業実施計画書	年度実施計画書	変更時に提出するもの
運営体制	○	—	○
運営マニュアル	○	—	○
安全作業マニュアル	○	—	○
事故対策マニュアル	○	—	○
運転維持管理計画	○	○	—
長寿命化計画（保全計画）	○	—	○
補修計画	—	○	—
セルフモニタリング実施計画	○	○	—
財務計画	○	○	—
提案事項の履行計画	○	○	—

6-1-2 報告書の作成

- ・ 運営事業者は、年度事業実施計画の履行状況について、項目ごとに報告書を作成し、以下の期日までに本町に提出すること。
 - 日報 : 翌営業日以内
 - 月報 : 5営業日以内
 - 四半期報 : 10営業日以内
 - 年報 : 1か月以内

- ・ 報告書記載内容については、本町と協議のうえで決定すること。（例を表 6-2 に示す）
- ・ なお、報告書に添付しない日常点検記録や運転マニュアルに定める記録等の各種書類についても、本町が閲覧できるよう整理し、保管すること。

表 6-2 報告書記載内容（例）

提出時期	書類名	インプット	運転・維持管理	アウトプット
日	日報	・搬入量	・処理量 ・運転時間 ・ユーティリティ使用量 ・環境管理記録	・搬出量 圧縮梱包品 資源物等 積替可燃ごみ 処理不適物 ・電力量 発電量 所内利用電力量
	ごみ処理手数料徴収票	・明細書 ・集計表		
月	月報	・搬入量集計表 ・搬入量累積グラフ	・処理量 ・運転時間 ・ユーティリティ使用量 ・環境管理記録 ・点検報告書 ・月間活動表（安全教育等の実施記録）	・搬出量集計表（種類別） ・搬出量累積グラフ ・電力量集計表（発電量、所内利用電力） ・電力量集計グラフ
四半期	モニタリング報告書	・定期点検報告書 ・財務諸表		
年	年報	・搬入量 ・搬出量（圧縮梱包品、資源物等、積替可燃ごみ、処理不適物） ・運営体制（変更履歴含む） ・実施人員（変更履歴含む） ・運転実績報告（計画との差異を明確化する） ・定期点検・補修実績報告（計画との差異を明確化する） ・セルフモニタリング実績 ・非価格要素提案書内容の履行実績		
随時	各種保険加入状況報告書			
	分析結果報告書			
	補修工事計画書・報告書			
	改良工事計画書・報告書			
	事故報告書			
	基準値未達事態発生報告書			
	運営マニュアル（変更があった場合）			

6-2 搬出入管理業務に係る要件

6-2-1 計量業務

- ・ 搬入ごみの重量計測データを記録（日報、月報及び年報を作成）し、定期的に本町へ報告すること。
- ・ 過積載車両があった場合、搬入者に対して注意するとともに、本町に即時通報すること。
- ・ 圧縮梱包品および資源物等の搬出重量計測データを記録（日報、月報及び年報を作成）し、定期的に本町へ報告すること。
- ・ リサイクル施設残渣等、場内移動する処理対象物、資源物等の計量を行い本町へ報告すること。
- ・ 搬出車両の過積載防止を図ること。
- ・ 計量カードは、本町の指示に従い、登録・削除を速やかに行うこと。
- ・ 計量カードは、本町の指示に従い、必要なカードの作成を行うこと。

6-2-2 プラットホーム・選別保管施設における業務

- ・ 住民がごみを持ち込む際に必要な補助を行い、住民が安全かつ適切に搬入を行えるよう努めること。
- ・ プラットホーム、選別保管施設で車両渋滞を起こさないよう、受付と連携のうえ、搬入車両の進入管理を行うこと。
- ・ 本町が、一般廃棄物収集運搬業許可業者、自己搬入者等を対象に実施する搬入検査に関して、運営の妨げとならないことを前提に協力すること。

6-3 受付・ごみ処理手数料徴収代行業務に係る要件

6-3-1 受付業務

- ・ ごみ受入日及び時間帯の概要は次のとおりである。
 - 一般搬入：月～金曜日 9：00～12：00、13：00～16：00
土曜日 9：00～11：30
- ・ 町内のイベント等により、年に数回、日曜日搬入、時間外搬入が行われるため対応すること。実施時期については、年度実施計画書提出時において、本町と調整を図ること。
- ・ 受付時間外であっても、公道に持込車両等が渋滞する懸念がある場合には、車両を場内に誘導して渋滞しないようにすること。
- ・ 受付時の車両の渋滞を避けるため、適切に指示を行うこと。
- ・ 受付後の車両が指定された計量機で計量を行い、指定された施設へごみを持ち込めるよう、案内図等での的確な指示を行うこと。

- ・ 持込車両は混載している場合が多いので、誘導等が適切に実施されるよう十分に配慮すること。

6-3-2 ごみ処理手数料徴収代行業務

- ・ 持込ごみに対し、適切にごみ処理手数料徴収・公金管理を行うこと。
- ・ 即納（搬入の都度の支払い）の手数料については、営業日ごとに廃棄物の種類ごとに、受入量、手数料等を集計した計算書を本町に提出するとともに、原則として翌営業日までに指定金融機関へ払い込むこと。
- ・ 後納（月払い）については、毎月搬入者ごとの受入量、手数料の月集計を行い、当該集計結果を本町へ送付すること。
- ・ 本町がごみ処理手数料の減免を認めたごみについては、毎月、受入量を集計し、集計結果を本町へ報告すること。

6-4 運転管理業務に係る要件

6-4-1 運転業務

(1) 共通事項

- ・ 運営業務の従事職員は、工事請負事業者から操業に必要な設備機器の運転、管理及び取扱いについて、教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、試運転期間に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を受けること。
- ・ 施設の性能保証事項を満足した運転を行うこと。
- ・ 作業員の労働環境が確保されていること。
- ・ 搬入物、圧縮梱包品、資源物等や処理不適物の貯留が適切に実施されていること。
- ・ 運営業務の従事職員の退任時、新たに着任した職員に適切な引継ぎが行われること。

(2) 処理不適物の除去

- ・ 運営事業者は搬入されたごみのうち、本施設で処理することが困難または不相当と考えられるものについては、処理不適物として位置づけ、別途保管すること。処理不適物は本町が処分する。
- ・ 処理不適物の排除は、原則としてホッパ投入前の受入ヤード、選別保管施設の選別スペースにおいて実施するものとする。
- ・ 排除した処理不適物のうち明らかに処理対象物と異なるものが発見された場合で、搬入者が特定できた場合は本町に報告すること。

(3) 前処理業務

- ・ 空き缶類においてスプレー缶のガスが混入されている場合はガス抜きを行うこと。

(4) 運転業務

- ・ ペットボトル、容器包装プラスチックは破袋、異物除去、圧縮梱包処理を行い、容器包装リサイクル協会へ引き渡すこと。
- ・ 可燃ごみ、(可燃ごみ、海岸ごみ、可燃残渣)は、積替えを行い、平塚市環境事業センターへ搬出すること。
- ・ 選別保管施設に一時保管された容器包装プラスチック、ペットボトル、可燃ごみをリサイクル施設、可燃ごみ中継施設へ搬入すること。
- ・ 選別保管施設に搬入されたごみを選別し、品目ごとに適切に保管したうえで、平塚市粗大ごみ破碎処理施設、平塚市リサイクルプラザ、(仮称)二宮町剪定枝資源化施設、資源化事業者及び民間処理業者の適切な場所に搬出すること。
- ・ 平塚市環境事業センター、平塚市粗大ごみ破碎処理施設、平塚市リサイクルプラザ、(仮称)二宮町選定枝資源化施設での荷降し作業を行うこと。
- ・ 運営事業者は、本施設の運転に必要な重機等を調達すること。
- ・ 運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ、支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- ・ 運営業務の従事職員はトラブル発生時に運営マニュアル及び事故対策マニュアルに基づき適切な対応を行うこと。
- ・ トラブルが発生した際は原因究明を行い、再発防止策について本町と協議し、必要な措置を講じること。
- ・ 長期の施設停止により処理ができない場合は、本町と協議のうえ運営事業者の負担と責任において他の方法で処理すること。

(5) 人員等

- ・ 運営事業者は、運営業務を適切に行うために必要な資格の有資格者及び人員を雇用又は出資企業からの出向にて確保し、本施設の運営業務に当たる。なお、人員の確保に当たっては、地元での雇用促進に配慮したものであること。
- ・ 運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、代表として総括責任者を置き、適切な運営業務を行うとともに、本町へ業務分掌を提出し、確認を受けること。

6-4-2 公害防止、作業環境等

- ・ 運営に当たっては、以下に示す環境項目について計測管理を実施すること。
- ・ 法定点検、精密機能検査等の法令上の検査を行うこと。
- ・ 環境項目は運営事業者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、運営事業者は必要に応じ、詳細な計測を行うこと。
- ・ 運営事業者は、計測管理結果を本町に報告するとともに、本町が情報を公開する際には必要な協力を行うこと。
- ・ 環境項目及び測定回数について、運営事業者及び本町が協議し合意した場合には変更することができる。

- ・ 各基準値については「1-4-3 公害防止基準」とするとともに、適切な試験方法に準じて実施すること。
- ・ 運営事業者は、「生活環境影響調査書」に基づいて工事請負事業者が作成した事後調査計画書により、運営期間中での事後調査を実施し、報告書を本町に提出する。
- ・ 事後調査の結果をふまえ、追加の環境保全措置が必要な場合は、計画書を提出し、これを行う。
- ・ 運営期間中において、本町の策定した「生活環境影響調査書」の内容に則した環境保全措置を実施する。

環境項目

項 目		測定回数
粉じん		1回/年以上
騒音		1回/年以上
振動		1回/年以上
悪臭	悪臭物質	1回/年以上
	臭気指数	1回/月以上
排水		1回/年以上
作業環境基準		6回/年以上

6-4-3 モニタリング

- ・ 運営事業者は、運転管理業務において各種基準値等を満足するとともに、提案書類に記載した実施項目等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を本町に報告する。
- ・ 本町が必要と認めた場合は、運営事業者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できるものとする。
- ・ 本町が自らの費用で実施するモニタリングに関して、運営事業者は運転データ等の開示を含め、本町のモニタリングに協力するものとする。
- ・ 運営事業者は、容器包装プラスチック、ペットボトルの搬入物展開検査を大磯町分、二宮町分各1回/月以上行うこと。また、容器包装プラスチック、ペットボトルの圧縮梱包品の品質検査を各1回/年以上行うこと。

6-4-4 遵守事項

- ・ 運営事業者は、以下に示す事項を遵守する。
 - (1) 関連法令等の遵守
 - ・ 運営事業者は、本事業遂行に当たり関連法令等を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、本施設の延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も引続き性能が満足されるように、適正に本施設の運営を行うこと。
 - ・ 関連法令等の遵守は運営事業者の責任と負担において行うこと。

(2) 許認可等

- ・ 運営事業者は、関連法令等に基づき、運營業務に必要な許認可、報告及び届出を、運営事業者の責任において行うこと。

6-4-5 緊急時に備えた訓練の実施

- ・ 運営事業者は、運営マニュアルに緊急時の体制及び対応方法等を定め、年1回以上の訓練を実施すること。
- ・ 実施内容等については、年度実施計画書に記載すること。
- ・ 訓練内容は以下の内容とする。
 - 消火、避難訓練
 - 緊急停止訓練
 - その他必要なもの

6-5 維持管理業務に係る要件

6-5-1 日常点検・補修

- ・ プラント設備の運転維持管理計画及び補修計画に示したとおりの内容の点検・補修を確実に実施すること。
- ・ 適宜運転維持管理計画及び補修計画の見直しを行うこと。
- ・ 日常点検において必要な補修を実施すること。また、実施した作業については本町へ報告すること。
- ・ 安定的な運転となるよう、プラントの機器及び計測器等については運営マニュアルに則した調整を行うこと。
- ・ 突発的な補修が必要になった際に迅速に補修を行うこと。
- ・ 全ての建物、外構について、空調機器、照明機器、建築構造物の歪み、壁の塗装、舗装、マンホールの蓋等の日常点検・維持補修を適切に実施すること。
- ・ 事業用地の植栽について適切な管理を行うこと。

6-5-2 定期点検・補修

- ・ プラント設備の運転維持管理計画及び補修計画に示したとおりの内容の定期点検・補修を確実に実施すること。
- ・ 1年に1回の機能検査、3年に1回の精密機能検査を実施すること。
- ・ 運営期間中、法令改正等により技術基準が改正された場合は、当該技術基準に関連する技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等の導入について検討し、改善提案を行うものとする。
- ・ 主要な機器について製造メーカーによってチェックすること。

6-5-3 物品等の調達

- ・ 運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- ・ 薬品、燃料、部品・部材等についての調達計画を作成し、必要に応じて見直しを行うこと。

6-6 エネルギーの有効利用業務に係る要件

運営事業者は、効率のよい運転計画を立案し、実行するとともに、本施設での省エネルギーに努め、太陽光発電設備による電力利用を含めた施設全体でのエネルギー利用効率の向上を図ること。

6-7 圧縮梱包品及び資源物等の外部資源化に係る要件

- ・ 「1-5-1 民間事業者の業務範囲」に示されるごみ種別、資源物等の種類について、役割分担を遵守し、適切に運搬、引き渡しを行うこと。
- ・ 外部での資源化処理を行う資源物等は、持込先の状況を定期的に確認し、不法投棄や持込先での法律違反等がないよう、十分に注意すること。
- ・ 持込先での不法行為等があった場合は、直ちに他の持込先へ振替運搬を行う等、必要な措置をとること。
- ・ 外部資源化事業者や運搬事業者等との調整は、運営事業者が責任をもって行い、本町と各資源化事業者、運搬事業者が協議を行う場合には、その協議に同席すること。
- ・ 運営事業者は、圧縮梱包品が基準未達となった場合、直ちに原因を解明し、改善計画を本町に提示し確認を得ること。
- ・ 運営事業者は、確認を得た改善計画が完了したと判断された時点で、圧縮梱包品の再度の計測を行い、その結果を本町に報告すること。
- ・ この場合の計測に要する一切の費用は運営事業者が負担すること。
- ・ 基準未達の圧縮梱包品の処理、処分は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。
- ・ 定期的な計測の結果、圧縮梱包品が基準未達となった場合、処理、処分の対象となるのは、前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された圧縮梱包品とする。
- ・ 計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されているものも処理、処分の対象に含まれるものとする。

6-8 その他運営に係る要件

6-8-1 運營業務管理

- ・ 運營業務について IS014001 又は、それに準じた管理を行うこと。
- ・ 安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に本施設の運営を行うこと。
- ・ 安全作業マニュアルの作成・安全確保に必要な訓練の定期的な実施、作業環境調査や作業員の健康診断等を実施すること。
- ・ 工事請負事業者より提出された事故対策マニュアルを基に、リスクマネジメントの考え方に沿って運営を行うこと。運営事業者は、本町が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。
- ・ 施設内の運營業務の全従事職員を対象にした定期的な連絡会議等を開催し、運転体制の緊密化を図ること。なお、会議に参加できない者には引継ぎ業務等で会議の主旨を徹底させるものとする。

6-8-2 情報管理

- ・ 設備の運転、点検保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・補修・事故記録等を作成し、電子データの形で運営期間中保管するものとし、本施設の維持管理上の日報、月報、四半期報及び年報は印刷物としても保管するとともに、機器台帳等に履歴を残すこと。
- ・ 電子データのある印刷物については3年以上、電子データのない運転日誌及び点検記録等の印刷物については事業期間中保管すること。
- ・ 電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本町に提出すること。
- ・ 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目で、本町が要望する項目があった場合には、報告内容に追加すること。
- ・ 提出頻度・時期・詳細項目については、本町と別途協議のうえ、決定すること。
- ・ 作業環境測定結果は、運営期間を通じて保管すること。
- ・ 本町の求めに応じ、運営に係る維持管理コストデータの開示を行うこと。
- ・ 事故等が発生した場合には、状況の正確な把握ができないことのないように、正確かつ的確な情報共有を行うこと。
- ・ 故障、事故などの現場撮影可能なものはデジタルカメラで撮影の後、本町に報告すること。
- ・ 運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類をいう。）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けたうえで、株主に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後4か月以内に本町に提出し、経営状況を報告すること。

6-8-3 管理機能区域の管理区分

- ・ 本町事務室内の備品を除いて、全て運営事業者が維持管理を行う。
- ・ 維持管理には、点検、補修、清掃、警備等を含むものとする。

6-8-4 本町との連絡・調整

- ・ 運営事業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、定期的に本町と協議を行い、円滑に運営が行われるよう留意すること。
- ・ 本町職員が本施設の運転方法やプラントの管理等についての理解を深めるため、本町職員を対象とした本施設に関する研修やプラント関連に関する研修等を定期的実施すること。
- ・ 合理的な理由なき場合は、本町の業務改善指示に従い、業務改善を行うこと。
- ・ 地元住民等からの問合せ等に対しての一次対応は運営事業者が行い、内容を遅滞なく本町に連絡すること。

6-8-5 警備業務

- ・ 不法侵入者の建物への侵入対策を行うこと。
- ・ 不法侵入があった場合は、運営マニュアルに沿った対応を行うこと。
- ・ 本施設で使用する重機等の保管に配慮すること。

6-8-6 防災

- ・ 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- ・ 重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- ・ 非常時においては、運営マニュアルに基づき、本町へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。また、緊急を要する場合は、周辺地域や周辺施設への速やかな情報伝達等を行うこと。
- ・ 必要な防火体制を整備すること。特にリサイクル施設受入ヤード、受入ホッパ、可燃ごみ中継施設受入ホッパ、選別保管施設の防火管理に留意すること。
- ・ 台風や地震などの災害時の稼働不備により本施設の公共性を損なわないように災害時の体制確保ができること。
- ・ 災害時に、本施設を緊急一時避難場所として開放し、避難誘導等適切な対応を行うこと。

6-8-7 保険への加入

- ・ 運営事業者は、本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。
- ・ 保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本町の確認を得ること。

- ・ 本町は本施設の建物等について保険に加入する予定であることから、付保内容を検討すること。

6-8-8 災害ごみ

- ・ 運営事業者は、災害ごみの受入に関して本町から要請のあった場合は協力するものとし、本施設で処理可能な災害ごみに関しては、施設の能力の範囲内で出来る限り処理を行うものとする。

6-8-9 見学者対応

- ・ 見学者への対応不備により本施設の公共性を損なわないように適切な見学者対応を行うこと。
- ・ 本町が対応する行政視察に協力すること。
- ・ パンフレットは、必要部数を増刷すること。
- ・ パンフレット、展示物、展示資料、映像ソフト等については、将来、その内容が時代の変化に適合しなくなってきた場合には、必要に応じて（運営期間中 1～2 回程度）更新等の対応を行うこと。
- ・ 見学者関連スペースは上履き対応とするため、施設名入りの来訪者用スリッパ（100 足）を備えること。

6-8-10 地元雇用

- ・ 運営事業者は、本施設の運営に際して、可能な限り地元企業からの資材調達及び地元企業への業務委託の発注を行うほか、地元雇用に努めること。
- ・ 労働者の安全と健康の確保について考慮したうえで、可能な範囲で障がい者の就労機会の確保や男女雇用機会均等にも配慮し、子育て中の従業員の労働環境へも配慮するなど地域経済への貢献となる対応を行うこと。
- ・ 運営事業者は、地元企業への発注内容を確認できるよう、帳票類等の管理運用に当たっては、地元企業への発注額が判別可能なようにすること。また、地元雇用等に関しても同様とする。

6-9 事業期間終了時の対応

- ・ 運営事業者は、「1-5-1 民間事業者の業務範囲 (3) その他付帯業務 ウ 事業期間終了時の取り扱いについての協議」に従った対応を行うこと。加えて、以下の内容に対応すること。
- ・ 建物の主要構造部等に、破損がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- ・ 内外の仕上げや設備機器等に、汚損や破損がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

- ・ 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- ・ 運営事業者は、本町が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等について資料の提出等、協議に協力すること。
 - 本施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書）
 - 本町又は本町が指定する第三者への引継ぎ及び教育訓練
 - 事業終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、本町との協議等、必要な協力の実施